

令和4年度
自己点検評価書

令和5(2023)年3月
大阪観光大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・	1
II. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・	4
基準 1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
基準 2. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
基準 3. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
基準 4. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
基準 5. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・	50
基準 6. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・	58
IV. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
V. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	64

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

(1) 建学の精神・大学の基本理念

令和 4 (2022) 4 月 1 日から「一法人一大学」の大阪観光大学となった本学は、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として再出発するにあたり、同年 3 月に制定した「大阪観光大学憲章 2022」において「自由を共に楽しみ、社会を共に生きぬく」を建学の精神として定めた。同時に、「Ⅰ（束縛から）自由へ」「Ⅱ（孤立から）共生へ」「Ⅲ（浪費から）持続へ」の 3 つを大学の基本理念と定めた。

なお、前身である旧学校法人明浄学院・大阪観光大学の建学の基本精神は「明く、浄く、直く」の精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成であった。この旧建学の精神は、日蓮上人降誕 700 年を記念して大阪日蓮宗寺院 36 ヶ寺が、女子高等教育の必要性を訴えて大正 10 (1921) 年に開校した明浄高等女学校 (5 年制) の校訓、「明 (あか) く、浄 (きよ) く、直 (なお) く」に源がある。旧学校法人明浄学院は、設置した明浄学院高等学校、大阪明浄女子短期大学、大阪明浄大学 (その後の大阪観光大学) の建学の精神として引き継いできた。旧学校法人明浄学院・大阪観光大学は、この建学の精神にもとづき、学生を「個性ある一人の人格」として尊重し、「明く、浄く、直く」を基礎とする倫理性に満ちた「世界市民」を育成するという基本理念を掲げていた。

(2) 使命・目的

「一法人一大学」の大阪観光大学として再出発するにあたり、社会的使命として「Ⅰ楽しむ力と生きぬく力の養成」「Ⅱ観光学の確立と発展」「Ⅲ地域・社会への貢献」の 3 つを掲げた。

(3) 大学の個性・特色等

本学は、日本で唯一、法人名・大学名に「観光」を掲げる大学であり、令和 4 (2022) 年の新学校法人発足に際して、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として自らを再定義し、日本一の大学となることを目指している。

留学生の比率が高く、「アジア No.1 留学生都市」戦略を進める大阪観光局とも連携している。

関西国際空港に最も近い大学である。近くに重要文化的景観「日根荘大木の農村景観」、日本遺産「旅引付と二枚の絵図が伝えるまち—中世日根荘の風景—」「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」『葛城修験』一里人とともに守り伝える修験道はじまりの地—」の各構成文化財が点在する。

特記事項に示すとおり、観光分野の社会人リカレント講座を展開している。現在以下の履修証明プログラムが文部科学省の「職業実践力育成プログラム (BP)」に認定されている。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

「大阪観光大学憲章 2022」の前文に記した通り、大阪観光大学の起源は、「明く、浄く、

直く」の理念を掲げ、大正 10（1921）年に大阪市の寺院団によって設立された明浄高等女学校に遡る。この学校は、中等・高等教育は男子のものと考えられていた時代に、閉ざされていた門戸を女子にも開き、より高い教育を行おうとするものであった。旧学校法人明浄学院は、昭和 60（1985）年に旧大阪明浄女子短期大学を創設し、女子教育の射程を大学に広げた。高等教育機関への女子の進学がさらに進む中で、平成 12（2000）年には、新たに男女共学の 4 年制大学として旧大阪明浄大学を設置、観光学部を創設した。ここで、高等学校及び短期大学の開設による女子への高等教育の普及という当初の建学の理念は発展的にその役割を終え、観光人材の育成のための観光教育の発展に大きく舵を切ることになった。

平成 18（2006）年には大学の名称そのものも大阪観光大学に変更し、高等教育機関としての目的を、観光学と観光教育の発展におくことを鮮明にした。大学名に観光を冠する日本で最初の大学であった（平成 21（2009）年大阪明浄女子短期大学廃止）。平成 25（2013）年には観光教育をさらに強化する視点から日本の情報を世界に発信する国際交流学部を設置した。¹

しかし残念ながら令和元（2019）年には旧学校法人明浄学院の元理事長の不祥事が発覚し、令和 2（2020）年 3 月に管財人のもと民事再生手続を開始した。同 8 月に学校法人理知の杜理事長である麦島善光氏が本学の支援者として承継することが決まった。令和 4 年（2022 年）4 月から明浄学院高等学校の経営を外部に移管し、法人名称についても学校法人大阪観光大学とし、新しい経営陣のもと「一法人一大学」の学校法人のもと唯一の設置校として、名実ともに観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として再出発した。²

■ 本学の沿革年表

年月	事項
大正 10（1921）年 2 月	日蓮上人降誕 700 周年事業として大阪市内日蓮宗寺院団が 5 年制明浄高等女学校を申請。
大正 10（1921）年 4 月	文部省より明浄高等女学校（5 年制）の設置認可。
大正 10（1921）年 4 月	明浄高等女学校開校（大阪市阿倍野区文の里）。
昭和 6（1931）年 6 月	宗門を離れ、高等女学校として継続（田中吉太郎が校主に就任）。
昭和 20（1945）年 6 月	財団法人明浄高等女学校設立認可。
昭和 22（1947）年 4 月	明浄中学校を設立（昭和 43（1968）年 3 月募集停止、平成 16（2004）年 9 月廃止）。
昭和 23（1948）年 4 月	学制改革に伴い、高等学校（全日制普通科）に移行。高等学校名を明浄学院高等学校とする。
昭和 24（1949）年 4 月	法人名称を財団法人明浄学院と改称。
昭和 26（1951）年 3 月	学校法人明浄学院への組織変更認可。

¹令和元（2019）年度までの沿革は『平成 29（2017）年度 大学機関別認証評価自己点検評価書 [日本高等教育評価機構]』（平成 29（2017）年 6 月）、『令和元年度 再評価自己点検評価書 [日本高等教育評価機構]』（令和元（2019）年 6 月）にも記した。

²「中期計画（初版）2021 年度～2026 年度」p. 3-4、「令和 3 年度（2021 年度）学校法人明浄学院事業計画書」p. 5、

昭和 59 (1984) 年 12 月	文部大臣より大阪明浄女子短期大学 (2 年制、英語科) の設置認可。
昭和 60 (1985) 年 4 月	大阪明浄女子短期大学 (英語科) 開設。 (※平成 16 (2004) 年 4 月募集停止、平成 21 (2009) 年 8 月廃止)
平成元 (1989) 年 12 月	文部大臣より大阪明浄女子短期大学 (文芸科) の設置認可。
平成 2 (1990) 年 4 月	大阪明浄女子短期大学文芸科 開設。(※同上)
平成 11 (1999) 年 12 月	文部大臣より大阪明浄大学 (4 年制、観光学部・観光学科、男女共学) の設置認可。
平成 12 (2000) 年 4 月	大阪明浄大学 開学。
平成 13 (2001) 年 4 月	学院創立 80 周年。
平成 16 (2004) 年 4 月	大阪明浄大学第一期生卒業。
平成 18 (2006) 年 4 月	大阪観光大学に名称変更。
平成 21 (2009) 年 8 月	大阪明浄女子短期大学 廃止。
平成 22 (2010) 年 4 月	大阪観光大学に教職課程設置 (中学校 1 種 : 社会、高等学校 1 種 : 地理歴史・商業)。
平成 25 (2013) 年 4 月	大阪観光大学に国際交流学部を設置。
平成 29 (2017) 年 4 月	大阪観光大学別科を設置。
令和 4 (2022) 年 4 月	学校法人大阪観光大学 発足。
令和 5 (2023) 年 4 月	国際交流学部 募集停止 教職課程廃止 (中学校 1 種 : 社会、高等学校 1 種 : 地理歴史・商業)。

2. 本学の現況 (現況は令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在)

(1) 大学名 大阪観光大学

(2) 所在地 〒590-0493 大阪府泉南郡熊取町大久保南 5-3-1

(3) 学部の構成 観光学部、国際交流学部

(4) 学生数 (令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在)

学部名	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
観光学部	142 人 (89 人)	141 人 (93 人)	163 人 (116 人)	172 人 (84 人)	618 人 (381 人)
国際交流学部	60 人 (50 人)	63 人 (51 人)	72 人 (62 人)	83 人 (62 人)	278 人 (226 人)
計	202 人 (139 人)	204 人 (144 人)	235 人 (178 人)	255 人 (146 人)	896 人 (607 人)

※ () 内は留学生

(5) 教員数 (令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在)

学部名	教授	准教授	講師	合計	非常勤講師
観光学部	16 人	6 人	0 人	22 人	35 人
国際交流学部	6 人	0 人	2 人	8 人	18 人
別科	0 人	0 人	3 人	3 人	7 人

(6) 職員数 (令和 4 (2022) 年 5 月 1 日現在)

職員種別	職員数	職員種別	職員数
専任職員	25 人	パート (保健室含む)	3 人
任期付職員	15 人	派遣	2 人
常勤嘱託	2 人	合計	47 人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

「大阪観光大学憲章 2022」で本学の 3 つの社会的使命を「Ⅰ楽しむ力と生きぬく力の養成」、「Ⅱ観光学の確立と発展」、「Ⅲ地域・社会への貢献」として具体的に明文化している。また、「大阪観光大学 10 の約束」では、10 の約束 44 項目にわたって大学の将来像、社会的使命と、それを達成するための行動を明文化している。

「大阪観光大学学則」第 1 条（目的）で大学、同第 1 条の 2 で観光学部、同第 1 条の 3 で国際交流学部の目的を明文化している。

観光学部の教育目的は、「大阪観光大学憲章 2022」に掲げた社会的使命「Ⅰ楽しむ力と生きぬく力の養成」の実現である。学則の目的も踏まえ、育成すべき人材を「観光と人生を楽しむ力を備えた世界市民の発展を支援すると共に、現代を生きぬく力を備えた観光業・サービス事業等に携わる職業人」³（大阪観光大学憲章 2022）としている。

また、国際交流学部の教育目的は学生用『履修のてびき』「【2019 年度以降の入学生】ディプロマ・ポリシー」の冒頭に、「国際交流学部では、スタジオ制度を核としたリベラルアーツ教育により、グローバル化する世界のなかで社会を牽引していくリーダーシップを持った教養人を育成することを教育の目標とする。」と明記している。

1-1-② 簡潔な文章化

・使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化している。

前項に記した通り、使命・目的・教育目的は簡潔に文章化されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、日本で唯一、法人名・大学名に「観光」を掲げる大学であり、令和 4（2022）年の新学校法人発足に際して、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として自らを再定義した。

³ 「教職員集会新カリ説明資料」では、「人生を楽しむ力を備えた世界市民であり、かつ現代を生きぬく力を備えた観光業・サービス事業等に携わる職業人である人物」としていた。

「大阪観光大学憲章 2022」の3つの基本理念（Ⅰ「(束縛から)自由へ」、Ⅱ「(孤立から)共生へ」、Ⅲ「(浪費から)持続へ」）は、いずれも観光が社会に果たす役割の大きさを踏まえ、本学の進むべき方向性を示す。また、3つの社会的使命は、Ⅰ「観光と人生を楽しむ力を備えた世界市民の発展を支援」し「現代を生きぬく力を備えた観光業・サービス業等に関わる職業人を養成」すること、Ⅱ「観光がグローバル化した現代を読み解く新しい観光学」の確立と研究成果の社会への還元、Ⅲ「地域・社会・実業界との連携による地域・社会貢献を挙げる」。

これらは、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関としての本学の個性・特色を反映し、より具体的に述べたものと言える。

残念ながら、「大阪観光大学学則」第1条（目的）には、こうした個性・特色は反映されていない。また、第1条の2（観光学部の目的）には、観光事業者の養成が言及され、優れた観光者の養成という面は明示されていない。

1-1-④ 変化への対応

令和3（2021）年度まで本学は、起源である明浄高等女学校の理念を継承し、「明るく、淨く、直くの精神に則り、豊かな心と深い教養を備え、知性に輝く有為の人材の育成」を建学の基本精神としてきた。しかし、令和元（2019）年に発覚した旧学校法人明浄学院の元理事長の不祥事、令和2（2020）年から始まった民事再生手続きを経て、令和4（2022）年に明浄学院高等学校の外部移管と学校法人大阪観光大学への法人名称変更を行ったのを機に建学の理念についても改めて見直しを行い「大阪観光大学憲章 2022」を定めた。また令和4（2022）年度からは、観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関として、本学の使命「Ⅰ楽しむ力と生きぬく力の養成」に直結する新たな教育目的を定め、観光学部は新しいカリキュラムに移行した。令和5（2023）年度以降の国際交流学部の募集停止と観光学部一学部制への移行を決めた。

ただし、学部体制の改編・移行の途中のため、現時点では、各種文書に新旧の記述が混在する状況となっている。なお「大阪観光大学憲章 2022」に書かれた使命・目的と「大阪観光大学学則第1条（目的）」、「履修のてびき 2022」の文面は異なるが、趣旨は一貫している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在本学の理念・使命・目的・教育目的は「大阪観光大学憲章 2022」としてまとめられている。次年度に向けて「大阪観光大学憲章 2023」として更新する、あるいは現在のものを「大阪観光大学憲章」として確定する。

本学の社会的使命のⅡ「観光がグローバル化した現代を読み解く新しい観光学」の確立と研究成果の社会への還元に関し、更に取り組む。

Ⅲ「地域・社会・実業界との連携による地域・社会貢献」は、令和5（2023）年度から観光学部で始まる「地域連携実習（地域連携実践に名称変更）」「職業実践実習（職業連携実践に名称変更）」を通して近隣自治体や実業界との繋がりを拓き深める。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

新法人の発足にあたって、旧法人の建学の精神「明く、浄く、直く」を新法人でも継承するかが学部教授会で議論された。その議論を踏まえて、法人理事である学長が基本理念と社会的使命（大阪観光大学憲章 2022）の原案を作成し、これを理事会で承認した。

「大阪観光大学 10 の約束」（法人中期計画）は、理事長が主となり作成された。令和 2（2020）年度に教職員から改善提案を募り、若手教職員のチームが整理したものを理事長に報告、その報告を踏まえて令和 3（2021）年に「大阪観光大学 9 つの約束」が公表された。この「9 つの約束」を新法人の発足に合わせて改定し、社会的使命・教育目的を盛り込んだのが「10 の約束」である。また、令和 2（2020）年度に上記の若手教職員チームが改善提案の整理の過程で「教職員の行動指針」を作成した。現在の「教職員の行動指針」は令和 3（2021）年度に短く改訂されたものである。

教職員が議論を通して共通理解を深めるため、教職員集会・教職員ワークショップを継続的に開催している（4-3-①で後述）。第 4 回の教職員ワークショップでは 3 文書の改善についても議論される予定である。

1-2-② 学内外への周知

「大学憲章・10 の約束・教職員の行動指針」リーフレットを作成し学内外に配布したほか、PDF データとして大学ウェブサイトで公表している。また、教職員が随時参照できるように、片面に大学憲章の 3 つの基本理念と 3 つの社会的使命、片面に教職員の行動指針を印刷したカードを作成し教職員が携帯できるようにしている。このほか『学生生活のてびき 2022』『履修のてびき 2022』の電子版の冒頭に「大学憲章・10 の約束」を追加し、ポータルサイトから閲覧できるようにして学内で周知している。教職員採用の際にも「大阪観光大学憲章 2022」「大阪観光大学 10 の約束」を参照し着任後の教育研究に対する抱負を述べるよう求めている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的および教育目的は「学校法人大阪観光大学中期計画（確定版）2022 年度～2026 年度【一部改訂】」にも盛り込まれている

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

「大阪観光大学憲章 2022」の掲げた社会的使命のうち「I 楽しむ力と生きぬく力の養成」という教育目的は、観光学部令和 4（2022）年度入学生の三つのポリシーに反映させている。この三つのポリシーは、令和 3（2021）年度に組織された新カリキュラム検討 WG での議論にもとづき、大学協議会・理事会で確定された。上記の新カリキュラム検討 WG は、令和 2（2020）年度・令和 3（2021）年度に組織された特別委員会「新大学構想委員会」の WG として組織された学長直轄 WG である。

WG では、現学長の山田良治による『観光を科学する—観光学批判』（観光を見る眼 創刊号、晃洋書房、令和 3（2021）年 5 月発行）と Center for Curriculum Redesign の『教育の 4 つの時限』（Four -Dimensional Education by Fadel, Bialik & Trilling, 2015, CCR）に依拠してカリキュラムのコンセプトを定めた。前者は、労働と余暇の観点から、観光を①鑑賞・創造・交流活動、②自由な活動、③非日常空間への移動の 3 点で定義する。そして、観光学の核心は市民の生活にとって観光とは何かを明らかにすることにあり、その関連において観光の実践領域を対象とすること、現代の観光が抱える社会的諸課題の解決もその役割であることを確認する。また後者は、21 世紀に必要とされるコンピテンシーの枠組みを明確で実施可能かつ体系的な形で提示しており、①現代社会やグローバル社会を生きる現代的・学際的知識を取り込むべきこと、②知識を活用するための創造性、批判的思考、コミュニケーション、協働、問題解決力などのスキルが重視されること、③マインドフルネス、好奇心、勇気、レジリエンス、倫理等の人間性が大事なこと、④修得した学習の仕方を新しい内容や状況に的確に適用し生涯学び続けることにつなげるメタ学習が重要であること、指摘している。

WG ではまず、観光学部の卒業生が卒業数年後の社会でどのように活動してほしいかを「育成すべき人材像」として具体的に描くところから始めた。この際、山田（令和 3（2021）年）の「現代社会において人生を楽しむよき市民であると同時に、これからの観光とサービス社会を担う有能な職業人」すなわち「1 人生を楽しむ力、2 この世界を生きぬく力を備えた市民」が手がかりとなった。この市民が変化の激しい 21 世紀の現代を生きるのに必要なコンピテンシーを身につけているべきこと、今後数年間に社会と観光の変化が急速に進むだろうことを確認し、社会で活躍し自ら人生を楽しんでいる卒業生が備えると期待される能力を想定した。その人材像に数年で到達できるために、卒業時に最低限備えておくべき要件を、①ジェネリックスキル、②思考態度、③観光に関する能力（観光を楽しむ力（旅人力）；観光空間創造に関する力；観光事業展開に関する力；観光ネットワークに関する力）に整理し、ディプロマ・ポリシーを定めた。

次に、これまで本学が受け入れてきた入学生を念頭に、入学後の 4 年間でディプロマ・ポリシーを満たせるようなカリキュラム内容を検討した。山田（令和 3（2021）年）が重要だと指摘する①ジェネリックスキルの育成、②観光主体の形成（楽しむ力の養成）、③観光空間の創造（楽しめる対象を創造する力の養成）、④様々な観光事業体の担い手の育成（楽しみに誘う力の養成）といった現代観光教育の課題に解決するために、「21 世紀スキル（世界市民力）養成科目」「楽しむ力（旅人力）養成科目」「生きぬく力（観光職業力）養成科目」を科目の大区分として設け、観光の本質である鑑賞・創造・交流を実践する科目群を「実践科目群」として組み込んだ。「生き抜く力養成科目」「観光専門科目」については、ウィズコロナ・ポストコロナの観光の変化に対応すべく新たな科目を導入した。こ

これは、令和 3（2021）年度に本学が実施した社会人向けリカレント講座において、コロナ禍でも観光分野で活躍している企業人を事業実施委員会や講師として招き、今後の観光の変化、必要になるスキル・知識・態度についてヒアリングした結果を反映している。また科目数をいたずらに増やすのではなく、科目や内容を取捨選択したうえで必修科目の割合を従来よりも増やし、カリキュラムが意図した内容を全員が確実に学修できるように履修体系を組んで、カリキュラム・ポリシーとしてまとめている。

カリキュラムの編成作業と並行して、本学が受け入れたい学生像を改めて平易な言葉で定義した。ディプロマ・ポリシーやカリキュラム体系を踏まえて WG で議論した内容を、入試委員会で検討し、試験区分・試験内容と整合をとってアドミッション・ポリシーとしてまとめた。

以上は、本学の使命・目的・教育目的を観光学部令和 4（2022）年度入学生の三つのポリシーを反映した経緯である。ただし、令和 3（2021）年度以前の観光学部入学生と国際交流学部の三つのポリシーについては、以前のものを踏襲している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

観光学部観光学科、国際交流学部国際交流学科、観光学研究教育センター、別科を置く。

観光学部 1 学部体制への移行にむけて、教員の所属変更、担当科目の調整などの再編を進めており、令和 5（2023）年度に国際交流学部は募集停止する。観光学部では、観光大学としての新たな戦略的展開に向けてカリキュラムの抜本的改革を実施し、2022 年度から新たなカリキュラムによる 1 年次の科目を開講した。

令和 4（2022）年 4 月に旧観光学研究所を「観光学研究教育センター」に改組した。「観光学研究教育センター」は、観光学に関する総合的・専門的な調査・研究を行い、教育に資する活動を実践するとともに、地域社会・産業界との連携や諸外国との交流を促進することを目指す組織と位置づけられている。

研究推進室、国際交流室、教育支援室、産学地域連携室の 4 つの専門室を置き、国際交流室、教育支援室・産学地域連携室にコーディネーターを配置する予定であったが、令和 3（2021）年度は国際交流担当のコーディネーターを確保できなかった。

国際交流室は旧国際交流センターの業務を継承し、海外の教育機関との連携、交換留学、短期留学等を担っている。

教育支援室・産学地域連携室は、地域や産業界からのニーズを把握し、教育内容、特に新カリで「実践科目」群の内容に反映する窓口となることを想定し活動している。ただし、令和 3（2021）年度は業務分担や連携が円滑に行えたとは言えず、地域や産業界のニーズを踏まえて充実できるよう観光学部と観光学教育研究センターが協力して準備を進める必要がある。

令和 4（2022）年度後期の「文化鑑賞創造実践」については、教育支援室が中心となって調整を行い、後期に 11 クラスの開講にこぎつけた。令和 5（2023）年度前期「地域連携実習」、後期「職業連携実習」については、産学地域連携担当のコーディネーターが、地域とのやり取りを担ってきた。「地域連携実習」は 4 月の開講が具体化した。が、「職業連携実習」については学部・キャリアセンターとの連携・調整が遅れており、具体的な派遣先・活動は次年度前半に確定される。

留学生の日本語教育をおこなう組織として別科を置く。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

上述の通り、本学の基本理念・社会的使命・教育目的の共有は既に行われているが、これらが 2023 年度に着任する新たな教職員にも共有され、全面的な教育改革が進むように働きかけを行う。特に 2023 年度からは「大学憲章 2022」の基本理念・社会的使命・教育目的を体現した新しい「観光学部」に学部を統合再編するので、全面的な教育改革を進める。

2022 年度～2026 年度の中期計画（10 の約束）は現時点では約束・目標を列挙したもので、いつまでに何を達成するか、そのためにいつの段階でどの項目に予算を重点配分するか、といった年次計画としては整備されていない。そこで、中期計画（10 の約束）が各年度の事業計画とどのように結びつきどの部局がどの約束の何の項目の進捗管理に責任を持つかを明確にして取り組みを進められるよう、令和 6（2024）年度以降の事業計画では改善する。また、現在の中期計画に挙げられた約束のうち何がいつまでに実現できているか検証し、計画を更新するというような使い方に変えていくこととする。

なお、2023 年度以降、観光学研究教育センターのコーディネーターの配置を変更する。教育支援室・地域連携室のコーディネーターは別部署に配置転換し、新たに国際交流室のコーディネーターを置く。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

本学では、学則に基づいて、入学者受入れの方針(アドミSSION・ポリシー:AP)を定めている。アドミSSION・ポリシーは、大学のホームページや学生募集要項に明示して公表し、オープンキャンパス、入試相談会、教職員の高等学校への学生募集のための訪問などで適宜説明し周知に努めている。

ただし、令和 4 (2022) 年度・令和 5 (2023) 年度の大学案内は 8 ページのパンフレットとして作成され、アドミSSION・ポリシーは掲載されていない。また大学ホームページへの QR コードは掲載されているが、アドミSSION・ポリシーの掲載ページにたどり着くのは難しい。

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

■入学者選抜

本学では、アドミSSION・ポリシーに沿う人材を広く募集するため、以下の通り、多様な選考方法による入学者選抜を実施している。

面接試験は複数名で担当し、アドミSSION・ポリシーにもとづく質問への応答を、評価基準を示したルーブリックにしたがって評価している。入試の合否判定は、個人面接や学力試験・小論文の評価結果をもとに入試委員、学長・両学部長・常置委員会委員長が参加する入試判定会議で協議し、各学部の教授会で審議・決定している。

令和 4 (2022) 年度 2023 年度入学者選抜の種類と方法

選考方法 種類		書類 選考	個人 面接	学力 試験	試験内容	備考
総合型選抜		○	○	○	読解力	
	英語型	○	○	○	英語口頭試問	
	スポーツ型・芸術型	○	○			
学校推薦型 選抜	指定校推薦	○	○			
	公募制推薦	○*	○	○	読解力	※調査書含む
一般選抜				○	国語・英語	

社会人選抜	○	○			
-------	---	---	--	--	--

選考方法 種類		書類 選考	個人 面接	小論文
編入学選抜 ・2年次型 ・3年次型	指定校型	○	○	
	一般型	○	○	○

選考方法 種類		書類 選考	個人 面接	小論文	日本語 筆記試験	備考
外国人留學生選抜	指定校型	○*	○			※成績証明書など
	海外直接出願指定校型	○	○			
	別科型推薦型	○	○			
	一般型		○		○	
	海外直接出願一般型		○	○		
	別科型一般型		○			○

選考方法 種類		書類 選考	個人 面接	小論文
外国人留學生編入学選抜 ・2年次型 ・3年次型	指定校型	○	○	
	海外直接出願指定校型	○	○	
	一般型		○	○
	海外直接出願一般型		○	○

入試形式	A O	指定校推薦	公募制推薦	一般	編入学	外国人留学生 (編入学含む)	社会人 (編入学含む)
選抜内容	課題/ 作文 面接	書類 面接	書類 課題 面接	国語 英語	小論文 面接	日本語 (小論文) 面接	書類 小論文 面接
01. 観光に深い関心を持つ人。	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎
02. 幅広い視野をもって、観光学を意欲的に学ぼうとする人。	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎
03. 豊かな創造性を持ち、いきいきと仕事をしたい人。	◎	◎	◎	-	◎	◎	○
04. 観光に関わる分野の高度な専門的能力を持ち、リーダーとして活躍したい人。	◎	◎	◎	-	◎	◎	◎
05. 語学力・情報処理力を高め、国際的に活躍したい人。	○	○	◎	◎	○	◎	○
06. 異文化理解を深め、世界の人々と協力し、友好な関係を作ろうとする人。	◎	○	○	-	◎	○	◎

なお、入試によってアドミッション・ポリシーに沿った学生を確保できたか、カリキュラム・ポリシーとのミスマッチがないか等について、入学後に適切な検証が行われているとはいえない。アンケートや入学後の出席率や GPA と入試区分との照合などによって適切性を検証するといった作業は行なわれていない。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

收容定員及び入学定員と学生数の現状については、Ⅱ-2 本学の現況の通りである。

本学は「10の約束」で「V 学びを求め続ける世界の若者や社会人を迎え入れます」を掲げる。令和 4 (2022) 年度の事業計画では「令和 4 (2022) 年度は、コロナ禍の影響により留学生募集において、さらに厳しい状況になることが予想される」として、入学定員確保のため以下の取り組みを掲げた。

1. 理事会、大学全教職員が協働で行う学生募集・広報対策の取扱組織として理事長を長とする「学生募集・広報対策本部」(以下、対策本部)、「学生募集・広報実行会議」(以下、実行会議)を設置する。
2. 日本人学生募集の募集戦略を見直し、入学定員の 50%以上の日本人学生の獲得を目指す。
3. 受験生の受験機会確保のため、入試日程の弾力的な対応やオンライン面接の導入を行う。

取組 1 に伴い、前年までの入試広報委員会から広報機能を切り離し、入試制度・入試業務・入試判定のみを担務とする入試委員会とした。広報機能は、対策本部や実行会議の担

務とした。大学事務局の入試広報課は対策本部、実行会議、入試委員会の事務局を務めることとなった。対策本部、実行会議は以下の表に示すメンバーで構成され、日本人学生募集担当、留学生募集担当、広報強化部門担当の教員が配置された。また、対策本部には外部アドバイザーが加わった。

一方、募集広報活動の進捗管理は、対策本部、実行会議ではなく、理事長・学長・学長補佐 2 名（それぞれ日本人学生募集および留学生募集を担当）・事務局次長・入試広報課長・外部アドバイザーで構成される「進捗管理 WG」が行なってきた。入試委員会と入試広報課を中心に収集した志願状況、入学生の受入れ状況、選抜方法のデータが報告・分析される。

組織体	長	副	構成員	事務局
学生募集・広報対策本部	理事長	学長	副学長、学部長、入試委員長、学長補佐（日本人募集担当）、学長補佐（留学生募集担当）、教員（広報強化部門担当）、事務局長、別科長、法人本部長	事務局次長、入試広報課長、アドバイザー
学生募集・広報実行会議	理事長	入試委員長	学長補佐（日本人募集担当）、学長補佐（留学生募集担当）、教員（広報強化部門担当）、入試広報副委員長、事務局次長、入試広報課長	入試広報課

令和 4（2022）年度は、対策本部、実行会議の指示にもとづき、入学者確保のため以下の募集広報活動を行った。

1. 高校生、日本語学校に在籍している外国人留学生を対象に教職員が接触、大学のカリキュラムや入試制度の説明を実施
2. オープンキャンパス、個別相談会（オンライン含む）を実施
3. オープンキャンパスの企画運営や情報発信などの広報活動に、学生が積極的に参加
4. 高校生、留学生を対象とした進学説明会・ガイダンスに参加、情報収集
5. 大学の資料請求者に対する個別アプローチ
6. 祝日授業日を活用した授業体験の実施
7. 高大連携
 - a. 高校への出前講義の実施
 - b. 教職員および学生による高校・日本語学校訪問の実施
 - c. 関空ツアー
8. 大学案内および多言語版ダイジェスト（中国語・英語・ベトナム語）の作成、今後韓国語版も作成予定
9. 海外提携校の拡充
10. 海外向けオンライン説明会への参加
11. 学生広報アンバサダーの運用
12. 広報誌「つーりずむ」の作成、配布
13. SNS を利用した大学情報の発信

なお、入試問題の作成は大学が自ら行っている。一般選抜の教科の入試問題は、大学が

作問委員会を設置して、作問担当による初版作成、作問者以外の校閲者によるチェック、その後の修正を経て最終問題としている。外国人留学生選抜の日本語の小論文試験の問題や、面接試験での日本語読解の課題文は入試委員会で起案し、大学協議会で承認している。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年 2 月現在、令和 5（2023）年度の観光学部入学生は入学定員に満たず、入学定員の 50%以上の日本人学生の獲得もできない見通しである。

その原因は、①令和 2（2020）年以來のコロナ禍で観光業が大きな打撃を受け、日本人学生を中心に観光学を学ぼうとする学生が一時的に減少したこと、②海外から日本語学校に入学する留学生が一時的に激減した影響で、日本語学校に在籍し例年なら本学に入学するような留学生の母集団が大きく減少していたこと、③入学定員管理が撤廃され、上位校が定員以上に学生を合格させていること、などの影響が挙げられる。

現在ではコロナ禍前の生活に戻ってきており、また、日本語学校の在籍者数も回復しつつあることから、今後は再び入学希望者が増えると予想される。ただし、中国人留学生に関しては、コロナ前の状況には戻っていないため、海外直接出願者をさらに拡大させるよう、海外指定校からの出願者を増やす等の体制作りを行いたい。

令和 6（2024）年度入試（令和 5（2023）年度実施）の総合型選抜は大きく見直しを図り、令和 4（2022）年度からの新カリキュラムで柱となっている「楽しむ力」「生きぬく力（観光職業力）」の考え方に基づいた選抜方法や、これまでの生活の中で目的意識を持って取り組んできた学生を広く対象とした選抜方法を計画している。それにより、より本学のアドミッション・ポリシーに沿った学生、能力・意欲のある学生を広く確保するとともに、全体の中での割合が低い日本人学生の確保につなげたいと考えている。

なお、令和 4（2022）年度の対策本部、実行会議が必ずしも所期の目的を果たせなかったため、令和 5（2023）年度は学生募集・広報対策の業務を理事長から学長に移管、対策本部、実行会議、進捗管理 WG は廃止し、入試委員会を入試広報委員会に戻すとともに、新設される日本一戦略委員会の下に学生募集 WG を設けて進捗管理を行う予定である。

入学者受入れの検証については、入学者に対するアンケートや入学後の出席率や GPA と入試区分との照合などによって、アドミッション・ポリシーに沿った学生を確保できたか、カリキュラム・ポリシーとのミスマッチがないか等の検証作業を行う。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生への学修支援の大方針は「10 の約束」「IV 多様な文化的背景をもつ学生の大学生活を応援します」である。

学生への学修支援は、教員と事務局が連携をとりながら行っている。

入試に合格した学生（日本人・留学生）に対し、大学で学ぶための基礎として入学前課題を課し、初年次教育への橋渡しとしている（日本人：論理的に読む・書くトレーニング、世界遺産、日本地理、留学生：日本語読解、日本語文法）。入学前課題は令和5（2023）年度入学生より、これまでの紙媒体からオンラインでの実施に変更している。また、入学前セミナーを実施し、入学前課題の内容について確認を行うようにしている。

また、大学での学びの楽しさを体験し、入学への前向きな態度を形成する目的で、合格者に対するフィールドワーク体験や特別講義などのプログラムを提供している。

毎年度の始めに、3～4日間のオリエンテーション期間が設けられ、新入学生と在學生向けのオリエンテーションが実施されている。『学生生活のてびき』『履修のてびき』を新入生へは配付、在學生にはWEB上で公開し、修学上の注意点、大学での学びや履修の仕方、登録手続き等について、教員及び教務課職員による指導を行っている。履修等の学修については全体に向けた合同説明のうえで、事務局内の教務課カウンターでの個別指導が行われる。在學生向けにも、学年別オリエンテーションを行っている。2・3年次の編入学生には、新入学生として十分な時間を充てて指導している。

「履修のてびき」には、本学部の理念並びに社会的使命、教育目標（カリキュラムポリシー）が明記され、カリキュラム、履修モデル、履修登録の方法、卒業要件、各種資格取得要件、教員へのコンタクトアドレス、学年暦他、本学部で学ぶにあたって必要な事柄全般について解説されている。

初年次ゼミ（基礎演習・調査研究1）では、副担任制度を取り入れており事務職員が各クラスに1名ずつ配置されている。主に出欠の確認を行い、欠席している学生へ電話連絡で状況の確認をし、電話でつながらなかった学生についてはメールで連絡し欠席理由の確認に努めている。留学生のうち欠席がちな学生には学生支援課の職員が随時自宅訪問を行い、修学継続の働きかけを行なっている。

2年次以降の学生はスタジオ担当教員が、履修指導・学生生活における相談を行っている。（キャリアセンターとの協働も含む）。

また令和4（2022）年度より「学修プロベーション」による警告を行っている。現在は、GPAが1.0未満の学生を対象に警告書を送付し、その後担当教員から指導を受け次学期からの改善を目指す。

令和5（2023）年度からは出席登録アプリを導入予定で、これにより出欠管理を学生本人もできるようになる。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

障がいのある学生への配慮として修学支援委員会、学生相談室のカウンセラーが入学前に面談を行い、必要な支援の内容を確認している。具体的な支援・配慮の内容は、修学支援委員会で個別に協議し、教員に周知している。

2019年に『ガイドライン』190128.障がい学生に対する修学支援の基本路線とその内容（教職員向け指針）.pdfを作成し教職員に共有している。

オフィスアワー制度を全学的に実施し、各教員のオフィスアワーについては、ポータルサイトに掲載している。

初年次ゼミには事務職員が副担任として参加し、欠席者に随時連絡を取る体制をとった。副担任からの情報はデータベースとして副担任をはじめ事務局に共有されている。

留学生のうち欠席がちな学生には、学生課の職員が自宅訪問を行うなど、修学継続の働きかけを行なっている。

退学時の所見は担当教員が記入し、学生課に提出し、学生委員会で共有されている。

2021年度から「バディプログラム」を発足させた。このプログラムは、留学生の日本語能力の向上を目指すとともに、異文化への理解を深めることを目的としている。日本語バディ、留学生バディによる助け合い、交流、日本語支援が行われている。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

学生への修学支援については、引き続き教員と事務局とが連携を取りながら行っていく。

令和5（2023）年度の1年生は日本語の苦手な学生を集めたクラスをつくり、中国語ができる教員、やさしい日本語について詳しい教員をあてて、さらに学生の支援を行う。

学修プロベーションの制度は適切な基準を再検討しつつ継続していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

教育課程にはインターンシップを含むキャリア教育科目が配置されている。教育課程外では学生支援課キャリアセンターを中心にキャリア教育・就職活動支援のための体制が整備されている。

■教育課程として設置されたキャリア教育科目

科目名	概要
職業としての観光 ー 観光学入門 II	観光を職業とするために必要な知識を、観光を支える側と観光を楽しむ側の二つの視点から学んでいく。特に観光業界などのサービス業全般に必要なホスピタリティの知識を中心に引き上げる。また、就職活動だけが目的でない幅広い業界で使える経済、マネジメント、マーケティング等の基礎力をつけることを目的とする。加えてサラリーマンの枠を超えて新しいビジネスを自分で考え進めていく、つまり起業に関することも引き上げる。大学生活最初のキャリアに関する授業として、皆さんが将来稼げるビジネスパーソンとなるため、またこれから楽しくビジネスを行っていくためのルートマップが描ける授業とすることを目的とする。
キャリアデザイン	大学生活および卒業後のキャリア形成を考えるにあたり、まず働くことの意味を理解し、就労観（職に就くこと）の養成を目指す。さまざまな実習を通して社会人として必要な基本能力（コミュニケーション能力・プレゼンテーション能力・人と共同して問題解決にあたる能力など）を養い、変化・成長を続ける社会へ巣立つ準備を整えていく。
キャリアプランニング	変化していく現代社会のなかでは、生涯にわたる社会的活動や個人の人間形成の変化をキャリアとして捉えていかねばならない。この講義では、職業キャリアとしての仕事世界を洞察する力はもちろん、身につけるべき専門的な知識や能力を探索するために必要とされる個人の基礎的能力をさらに高めていく。社会人基礎力について理解した上で、学生生活と卒業後

	のキャリアについて自らが主体的に自己の進路を選択・決定していくために必要な能力をさらに磨くことを目標とし、具体的な行動計画を立てて実践していく力を伸ばしていく。
キャリアガイダンス1	超高齢化社会の到来による産業・経済の変化、雇用形態の多様化・流動化などを背景にして卒業後、社会人・職業人として自立していくために主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付けていかなければならない。この講義では、企業が求める人材とは何かを明らかにし、「人生100年時代」に対応できる能力を知り、対応できる能力を伸ばすことを目的とする。その中で、仕事世界の洞察を進め、これまでの学びを統合しながら実社会で活かすことのできる力を身につける。
キャリアガイダンス2	超高齢化社会の到来や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化などを背景のある現代社会において卒業後、社会人・職業人として自立していくために主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付けていかなければならない。この講義では、卒業後、社会の一員としてどのような役割を果たしていくべきかを考え、これまでの学びを統合しながら実社会で活かすことのできる汎用性のある社会人としての基礎力を実践形式で学ぶ。
インターンシップ1 (2年次) インターンシップ2 (3年次)	「自己開拓型インターンシップ」を単位認定するものであるため、授業外の自主的な行動が求められる。就職活動をする前に働く意義やそれを実際に体験するために、企業・団体で実習をすることを目的とする。その就業体験を通じて、実社会現場の実態に触れ、職業人の考え・行動の一端を伺いながら、大学で学んだ専門知識を職業生活の場で実践的に活用するための基盤をつくることを目指す。あわせて、就職活動に向けた基礎知識、業界の情報収集を通して企業を見る目を養っていく。また、社会に出ていく準備としてビジネスマナーの基本も学ぶ。

インターンシップは、一般企業の他に、和歌山経営者協会、大学コンソーシアム大阪、大阪外国人雇用サービスセンターなどと連携し、学生に対してインターンシップを推奨している。令和4(2022)年度は、一般企業7社(観光企業5社、接客を伴う企業2社)、連携5団体(社)にインターンシップ学生を受け入れていただいた。

■令和4(2022)年度のインターンシップ受入先

種別	企業・団体名	
一般企業	観光系企業	<ul style="list-style-type: none"> ● 森トラスト ホテルズ&リゾート ● ROKU KYOTO ● 紀州・白浜温泉 むさし ● 柑香園 ● ホテルエムズ (※新型コロナウイルスの影響により直前に中止)
	接客を伴う企業	<ul style="list-style-type: none"> ● スーパー・コート ● north object
一般企業以外の連携先※	連携先(観光以外)	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪自然環境保全協会 ● 西区南堀江保育園 てのひら ● OGATE ● JAグループ和歌山
	連携先(観光系)	<ul style="list-style-type: none"> ● くまとりにぎわい観光協会

※和歌山経営者協会、大学コンソーシアム大阪、大阪外国人雇用サービスセンターなどとの連携による。

令和 4 (2022) 年度は、就職及びキャリア形成に役立つセミナーを全学年の学生を対象に前年度同様「キャリスタ」という名称で、年間通じて実施している。

日程 スタジオ（ゼミ）が配置されている火曜日に、該当年次の時限に合わせて設定。

目的 低年次生：早期からのキャリア形成構築支援

高年次生：キャリアデザイン、ヴィジョン構築から自己実現に向けての支援

効果 幅広い選択肢の提供の中から主体的な進路選択を促す。

今年度後期は「旅行業界」「ホテル業界」「関西空港（エアポート業界）」の3業種別に3回セットで実施した。

5) 就職支援体制

令和 3 (2021) 年度、付属機関としての位置づけであったキャリアセンターは、学生課の就職支援担当と位置づけられ、学生に寄り添う支援体制をさらに整備した。教職協働で学生ひとり一人に対する支援と助言体制を採り、一元的にキャリア教育と就職支援を担当している。

また、外部組織である地元のハローワーク泉佐野の協力を得て、定期的な相談会・登録会を学内で開催し、情報提供・支援につなげている。

さらに本学の特色の一ともなっている多くの在籍外国人留学生に対しては、大阪外国人雇用サービスセンターの協力を得て、インターンシップ、求人对策、面接、在留資格関連の指導等キャリアセンターと共に、学内外で支援強化を実施している。

なお、在留資格の多様化を受け特定技能14分野の情報提供・指導を行った。

①1年生～4年生全員が登録する観光大キャリアナビ（キャリタスUC）の活用。希望進路の把握、相談記録、活動状況、進路把握及び情報発信ツールの利用。

②グーグルクラスルームの有効活用。各種情報（インターンシップ情報、セミナー情報、求人情報など）の発信。

4年生においては、教員と協働し学生の個別面談を実施し、進路決定までのキャリアカウンセリングを行い、進路支援を実施。

(1) 学内合同企業説明会「就職 EXPO」の開催

大学内のホールで毎年6～7月と1月の年2回開催実施する企業説明会に多くの観光系企業をお招きし学生への説明と面談の機会を提供している。

あわせてキャリアセンター職員が企業側のニーズをヒアリングする機会としている。

令和 4 (2022) 年 6 月 参加企業 15 社 参加学生 約 140 名

令和 5 (2023) 年 1 月 参加企業 22 社予定 参加学生 137 名

学内合同企業説明会「就職 EXPO」の開催 | 参加企業と参加学生数

(2) DX 教育

旅行業界などからの DX 人材ニーズに対応するため、VR 仮想現実を利用した旅行商品を教育に利用する取り組みを阪急交通社とキャリアセンターが実施準備中。令和 4 (2022) 年 2 月に模擬授業を実施。令和 4 (2022) 年 8 月、12 月に VR・メタバース授業体験会を学内

で実施。

(3) マリオットホテルグループ A loft 大阪堂島での企業説明会・ホテル見学会

令和4(2022)年3月にマリオットグループのaloft Hotel 大阪堂島で企業が求める人材像を知ることが目的とした企業説明会を4年生を対象に実施。ホテル見学も行った。現在ザ ロイヤルパークホテル アイコニック大阪御堂筋での実施も確定(両ホテルは2月7日で確定)

(4) 学内での企業説明会の実施

令和4(2022)年10月～令和5(2023)年2月にかけて11社を招聘した。
学内での企業説明会の実施(令和4(2022)年10月～令和5(2023)年2月)

(5) 観光ショーケースへの学生ボランティア派遣

大阪観光局が特別協力、観光庁、外務省、大阪府、大阪市、大阪商工会議所などが後援し令和5(2023)年3月に実施する観光見本市「第2回 日本観光ショーケース in 大阪・関西 the 2nd Japan Tourism Showcase in Osaka, Kansai」に留学生をボランティアとして2年連続で派遣。観光業界関係者のニーズの聞き取りやブースへの案内、フードコードの手伝いなどを行う。

(6) ハローワークとの業務提携を視野に向けた取り組み

留学生の就職率の向上のためハローワーク(大阪外国人雇用センター)との提携に向けて令和3(2021)年5月より活動中。現在は、関西で先に提携した立命館大学の状況をハローワーク側がウオッチしている状況。来年中の提携を目指している。

(7) その他

- ・ハローワーク泉佐野との連携により、定期的な出張相談会の実施
- ・ハローワークの求人情報から企業のニーズにあった人材を選びマッチング
- ・キャリアセンター職員の観光業界を中心とした訪問活動(セールス活動)
- ・商工会議所や就職情報会社が企画する名刺交換会への参加
- ・リクルートのRSHIP II Campus システムを導入し、学生の応募状況の同行を把握
- ・学生の企業エントリー、ESの提出、説明会の参加などの包括的な情報の取得
- ・マイナビ社との連携でマイナビサイト上の最新求人情報のアップデート情報を入手
- ・大学コンソーシアムからの就職、インターンシップ、説明会の情報提供
- ・観光学生コンソーシアムからの就職、インターンシップ、説明会の情報提供
- ・大阪観光局(留学生支援コンソーシアム大阪)主催の留学生 EXPO に学校としてブース出展し、本学留学生もボランティアスタッフとして活躍、学校としても留学生採用企業、留学生採用サポート企業との情報交換及び交流に成功
- ・くまとりにぎわい観光協会でのインターンシップを企画・実施し、プログラムの中で学生も観光協会10周年イベントへ参加、来年以後も継続(別途岡山県真庭市とも連携しインターンシップを企画・立案したがコロナの感染拡大も含めて、催行には至らず、次年度

に持ち越し)

- ・前期授業にインターンシップ先など学校と関係のある企業を誘致し、実際に森トラストホテルズ&リゾート、ミヤコ国際ツアーリスト、ノースオブジェクトの3社に学生に向けて、観光業・サービス業の最新の状況について話してもらい、学生にとっての理解につなげた
- ・今後の留学生就職対策の一環として、特定技能対策講座を開催し、(空港グランドハンドリング・外食) 空港グランドハンドリング 1名、外食 x名、実際に合格者が生まれ、就職へとつなげた
- ・資格対策講座として、ITパスポート試験対策、国内/総合旅行業務取扱管理者試験対策を実施

■卒業後の進路

令和4(2022)年度においては、新型コロナからの旅行需要回復を見据え、ホテルを中心に観光業界からの求人が戻り、観光業界への内定率が大きく伸びた。しかしながら特に旅行業界やツアーガイドなどインバウンド需要に関係する職種を希望する学生には厳しい状況が続き、他業界にシフトする学生も多くいた。その背景がある中、本学の特色であるホスピタリティ力等を幅広く活かした就職活動を、キャリアセンターがフォローした結果、日本人内定率 79.3%、留学生内定率 50.6%、全体内定率 65.1%を達成(11月末現在)。令和3(2021)年度と比べ約2倍の進捗率で内定獲得が進んでいる。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

観光業の最先端で活躍する企業人の協力を得て社会人向けのリカレントプログラムを、令和3(2021)年度に2つ、令和4(2022)年度に1つ実施した。企業人と対話し産業界のニーズを把握する場ともなっている。産業界とのネットワークを維持する。

- ・令和5(2023)-令和6(2024)度以降に観光学部で開講する科目については、令和4(2022)年度に引き続き、科目の性格に応じて、観光業の最先端で活躍する企業人を非常勤の実務家教員として招くことも想定する。
- ・例年3年次生より本格的に就職ガイダンスを実施しており、令和4(2022)年度は前期8回(自己分析/業界・職種研究/インターンシップ等)、後期10回(業界別ガイダンス/内定者講演/企業セミナー等)、計18回を予定している。今後は低年次生への就職支援や、本学の特性上、留学生に特化したガイダンスの拡充を図りたい。また起業セミナーやOB・OGによる進路相談会等、ステークホルダーによる支援も含め、多様化・複線化する学生のキャリアに対応できるガイダンスも検討していきたい。
- ・キャリアセンターでも求人ニーズの把握に努め、教務課や教員と情報共有しカリキュラムの充実・改良に活かす。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、専任教員および学生課長によって構成される学生委員会を設置し、「大阪観光大学学生委員会規程」に基づいて運営され、事務局学生課と連携しながら、学生生活指導、学校行事、自治組織である学友会活動、クラブ・同好会活動などの課外活動への支援を行っている。

具体的には、学生生活に関する業務（生活相談・指導・助言）、厚生補導運営（健康管理、奨学金等）、外国人留学生の在留管理（在留期間の更新、資格外活動許可申請、在留資格変更、在留資格認定証明書の取得）、その他学生生活全般にわたる業務を実施している。

日本政府による新型コロナウイルスの水際対策により、みなし再入国期限を超過した外国人留学生には直ちに在留資格認定証明書の申請を行い入国の支援を行った。

新規入国学生には、入国に際して必要な手続き（ERFS、MySOS、Visit Japan）などの案内を行い、スムーズな入国につなげた。入国に際し、検疫待機が必要な外国人留学生には待機ホテルを用意し、待機解除後は、希望者には学生寮を案内している。入国後は、個別に、在留カードの住所登録、銀行口座の開設、携帯電話の契約等、日本での生活に必要な手続きの支援を行っている。

令和 4（2022）年度の事業計画で「学生支援に関する取組」として掲げた 7 項目の最初に「経済的諸困難を抱える学生、働きながら学ぶ学生、日本語を母語としない学生の学修と生活を支援する」を掲げた。

経済的な支援に関しては入学前に奨学金の案内文の送付、「学生生活のてびき」への記載、年度当初に行う奨学金説明会を通して学生へ周知している。

本学では、学外の奨学金制度と大学独自の奨学金制度がある。

学外の奨学金制度は、日本人学生は、日本学生支援機構奨学金、交通遺児育英会、あしなが育英会奨学金などを取り扱っている。大学独自の奨学金制度は、入学試験の学業成績が優秀な学生を選抜し、さらにその学生の年度ごとの成績により継続の可否が決定されるため、学生の学習意欲の維持・向上に大きく役立っていると言える。

なお、学費（授業料）の一括納入が困難な学生については、本人からの申請と所定の事務手続きを経ることにより、分割納入や延納も認めている。

外国人留学生は、留学生受入れ促進プログラム（旧：文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度）、ロータリー米山奨学会奨学金、平和中島財団奨学金、大遊協国際交流・援助・研究協会奨学生、朝鮮奨学会奨学金を取り扱っている。

コロナ禍で実施された文部科学省による『学生等の学びを継続するための緊急給付金』については、ポータルサイト等で多くの学生が利用できるようアナウンスを行った。

コロナ禍でのオンライン授業の環境整備の支援として、本学独自に「臨時オンライン授業環境整備支援金」制度を創設し、希望する全学生へ支給した。このほかにオンラインの授業が増加したため、大学がパソコン代金の 6 割（約 45,000 円）の補助を行い、学生が 4 割の負担（3 万円）でパソコンを購入できる支援を行い、150 名の学生が購入した。

また、困窮学生を対象に、おこめ券やパスタ、レトルト食品の食糧支援を行った。イスラム教およびヒンドゥー教の外国人留学生には、おこめ券、シリアル、レトルト食品などのハラル食品などを配布した。加えて、定期的に朝食支援や昼食支援も行っている。

また、本学教員と親交のある岸和田市日中友好協会より、コロナ見舞いとして中国人留学生へ食料品の寄贈があり、1年次生へ無料配布が行われた。

令和4(2022)年度の事業計画で「学生支援に関する取組」として掲げた7項目のうち⑥として「課外活動の支援として、特に吹奏楽部について地域との連携など、今後の方向性を検討していく」を挙げた。

学生と教職員との間の意思疎通をより円滑なものにするために、必要に応じて「教職員・学生協議会」を開催し、教員・事務局・学友会(学生自治組織)との間で、学生生活に関する様々な協議を行っている。

また、クラブ・同好会活動など、学生の課外活動に対する支援についても、学生課は助言と指導を行っている。学友会は学校行事として、学友会総会、大学祭、卒業記念パーティ、卒業アルバムの制作などを主催している。なお、クラブ・同好会は、各顧問の指導の下に活動を行っているが、毎年の役員選出、継続届・会員名簿・年間活動予定書・活動報告書・補助金要望書などの必要書類の提出が求められる。

強化クラブとして硬式野球部を平成24(2012)年4月に創設、今年度は近畿学生野球連盟のI部リーグに所属しており、創設以来初めてプロ野球ドラフト会議において1名が広島東洋カープに指名され入団した。また、独立リーグに3名入団、クラブチームに1名入団という輝かしい結果となった。

令和4(2022)年度の事業計画で「学生支援に関する取組」として掲げた7項目のうち、②で「様々な問題を抱える学生を支援し、退学・除籍者の削減に努める。」、④で「障害等様々な課題を持つ学生について、小規模大学の特性を生かし、教職協働に加えて専門家も加わり支援を強化する。」と書いた。

障がい学生については、2019年に教職員向けのガイドラインを作成し、それを基準とした対応を行っている。

学生に対する健康管理、および心的支援については、学生課が「保健室」および「学生相談室」と連携しながら、日常の身体的・心理的問題に対応している。

本学に設置されている「学生相談室」は、学生の心理に起因する様々な問題や修学支援に対して専門の相談員が対応を行っている。「学生相談室」は、週2回火曜日と水曜日の10時から17時まで開設され、様々な悩みを抱えた学生からの相談に応じている。また、開室時間以外については、学生課職員が対応している。

「保健室」には看護師1名を配置し、平日10時30分から16時まで開室している。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

家庭の経済的な事情によって就学困難となる学生が年々増加する傾向にあり、国の修学支援制度も拡充されている事を受け、本学では2025(令和6)年度入学者から授業料と教育充実費の配分を変更し、より修学上の負担が少なくなるようにした。

2022年度に取り組んだパソコン購入支援、食糧支援、朝食・昼食支援は次年度以降も継続する。このほか、経済的施策について改善策等の検討を全学的に行っていく。

また、学生の心理的な要因から発生する問題が多様化する傾向にあり、それと同時に心的支援を必要とする学生数もまた増加しているため、現在週2回開設の「学生相談室」を質・量共により一層充実させることを検討していく。

また、平成 29 (2017) 年度には、障害者差別解消法の施行に伴う学生支援の一環として、学内に「修学支援委員会」が発足した。これは障害を抱える学生本人および保護者からの申し出をうけて、入学から卒業までの学習および学生生活に関する支援の必要性と内容を大学が検討・判断し、当該学生に対して全学的な支援を行うための基盤となるものである。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

・教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、付属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

【校地】

校地は大学全体で約 45,400 m²（日根野グラウンドを含む）で大学設置基準を満たす。校地の用途区分は以下の通り。

表：校地の用途区分内訳

用途区分	敷地面積 (m ²)	備考
校舎敷地	10,201 m ²	
体育館	704 m ²	
グラウンド	6,984 m ²	
テニスコート (2面)	1,654 m ²	
日根野グラウンド (本学より約 1.2 倍)	11,511 m ²	
その他	14,365 m ²	
計	45,419 m ²	
設置基準上の面積	8,000 m ²	

【校舎】

校舎は約 16,500 m²の規模を有し、大学設置基準を満たす。

【施設・設備】 2022 年度学生生活のてびき.pdfp. 65-72

建物区分	建物延面積	階数	主要施設 ※数字は複数ある場合の室数
1号館	2,441 m ²	10F	10F 展望室 5F～10F 研究室 10 4F セミナー室 2、教材作成室、ホール音響調整室、トイレ 3F ホール（大講義室）、ロビー、非常勤講師控室、トイレ 2F 理事長室、学長室、理事室、応接室、会議室 2、法人事務室、保管庫、トイレ 1F 事務室（管理課・入試広報課、応接室 2）、サーバー室、トイレ
2号館 （図書館）	1,884 m ²	4F	4F 開架書庫、閲覧室、女子トイレ 3F スタディールーム、開架書庫、閲覧室、トイレ 2F 集密書庫、学友会室、倉庫、クラブルーム 7 1F 校務員室、図書館事務室、館長室、ラーニングコモンズ、閲覧室、AV コーナー、トイレ
3号館	2,377 m ²	4F	3F パソコン教室 2、準備室、録音室、茶室、講義室 2 2F 国際交流サロン、講義室 4、トイレ 1F 視聴覚教室、学生相談室、保健室、講義室 3（別科）、トイレ、中庭
4号館	1,892 m ²	B1 ～3F	3F 視聴覚教室、予備室、パソコン教室、演習室、トイレ 2F 中講義室 2、講義室、女子トイレ 1F 自習室（パソコン設置）、パソコン教室、演習室、観光実習室、トイレ BF ダンススタジオ、ラウンジ、倉庫、女子トイレ
5号館	5,254 m ²	7F	7F 研究室 5 6F 研究室 12、共同研究室 2 5F 観光学研究教育センター、研究室 13 4F 演習室 3、教材作成室、小会議室 2、大会議室、観光学研究教育センター資料室 3F 講義室 7 2F 大講義室、講義室 2、トイレ 1F ホール、証明書発行・コピーコーナー、トイレ 事務室（教務課・学生支援課・キャリアセンター・別科）、就職情報コーナー、応接室 2 BF 学生食堂、厨房、厨房休憩室、倉庫、機械室、トイレ
6号館 （体育館）	1,229 m ²	B1 ～2F	2F トレーニングコーナー、イスラム教徒礼拝室、観覧席 中 2F 女子更衣室、女子シャワー室、男子更衣室、男子シャワー室、 1F 玄関ホール、アリーナ、倉庫、ステージ、控室 BF クラブルーム 4、倉庫
計	16,493 m ²		設置基準上の面積（4,958 m ² ）

（ア）体育館

6号館（体育館）は、約 1,200 m²の 1 階をアリーナに、2 階にトレーニングコーナーを主とした観覧席を設け、その間の中 2 階に男女別の更衣室、シャワー室と、イスラム教徒礼拝室を設置し、祈祷、授業やクラブ活動に活用している。

（イ）ホール・ダンススタジオ

1号館 3 階ホールは、386 m²の広さで、大学祭など大学の行事に多目的に使用される 400

人収容の施設である。中央に舞台、舞台そでにピアノがあり、講演や音楽演奏、吹奏楽部の練習場などにも活用されている。

4号館地下1階ダンススタジオは、平成28(2016)年8月に設置し、授業および、ダンスの練習場として使用している。

(ウ) 学生相談室・保健室

学生相談室を3号館1階に設置し、専門のカウンセラー2人を配置し、学生課や保健室との連携を図って相談に対応している。

保健室は、その学生相談室の隣にあり、看護師を1人配置し、急な傷病や疾病の対応に当たっている。

(エ) 茶室

日本的作法を修得できる部屋として、また茶道部の活動に利用している。

(オ) 自習室

自習室は、4号館1階の414教室を自習室とし、一部自習用のパソコンを4台設置して、授業の予習・復習や試験のレポートや卒論などの作成に活用されている。

(カ) 厚生施設

厚生施設としては、5号館地下1階に250席の食堂が配置されている。

学生食堂は、授業期間中に外部業者によって11時から14時まで運営されている。学内には飲料と軽食の自動販売機も設置されており、これらは食堂の営業時間以外にも利用可能である。

また学生のクラブ室が6号館(体育館)の下に4室、2号館(図書館)2階に7室があり、学生の用に供している。

学生たちが大学祭等学内行事の実施に向けた企画立案や会合に利用する学友会室も2号館2階に設置している。

校地内は緑化が進められており、校地内を周遊できる遊歩道も整備している。

なお、グラウンド横に喫煙室を設けており、他の場所は、禁煙となっている。

(キ) 運動場

本学の運動場は、校地東側に芝のフリースペースとしてあり、クラブ活動に、休み時間に幅広く利用されている。また地域住民の方への開放もしている。

テニスコートも2面あり、学生はもちろん、教職員も利用している。

さらに本学から約1.2キロ離れた場所に、第2グラウンドとして日根野グラウンドを有し、硬式野球部が中心に活用している。

(ク) 学内ネットワーク

学内ネットワークは老朽化や設計の不備により接続速度が遅くトラブルが頻発してきたが、令和4(2022)年12月の理事会で新たなネットワークへの更新が承認され、約5,000

万円のコストをかけ令和5年3月末まで更新が行われる。それにより学内の学修環境は大きく改善される。

(ケ) その他 (アメニティ等)

本学では、学生が伸び伸びとした環境で学修を進められるよう、また教員が円滑に学生への教育や自己の研究を深めてもらえるための環境づくりに努めており、施設・設備の維持、管理を徹底している。

スクールバスの運行は、主要駅からの学生の通学の利便性を図るため、授業時間に合わせたスクールバスを運行しているが、その他に、マイクロバスを1台所有し、学生活動の必要な時に運行している。

また、学内、各所に屋外テーブル・イス等を設置し、学生同士の交流を図る憩いの場の提供を行っている。

本学では、国籍・文化・宗教などの多様化に対応するため、ムスリム留学生が宗教上の理由で祈りをささげる『礼拝室』を6号館2階に設置している。

新型コロナウイルス防のため、検温器による検温や、学生玄関や各階のエレベータ付近に次亜塩素酸水の消毒液を設置している。また、後援会より全学生にスプレーボトルの配布を行い、各学生が必要に応じて次亜塩素酸水の補充を行っている。

【施設設備管理】

大学施設設備の維持管理等については、清掃、警備等を含めほとんどを外部の専門業者に委託し、適切に管理、運営を行っている。また建物、電気設備、空調設備、給排水設備、消防設備などについては、法令に基づいた検査・点検はもちろんのこと、その他定期的な検査・点検を実施し、不良箇所については随時補修整備を行って、適切に維持・管理している。

本学の校舎は大きく分けて2つの建設時期となっている。

第1期は昭和60(1985)年、第2期は平成12(2000)年である。その建物はすべて鉄骨・鉄筋コンクリート製の構造で、しかもその建物のすべては昭和56(1981)年の建築基準法施行令大改正後の新耐震基準設計基準後のもので、耐震性には問題はない。

水道は、熊取町からの水道管から本学の受水槽、高架水槽を通した配水方式となっており、受水槽や高架水槽の清掃や水質検査を毎年1回実施し、飲料水の品質を保っている。警備は、午前8:00~午後9:00までが守衛や巡回警備を行う有人警備で、外来者のチェック、スクールバス出入構時の誘導、自動車出入構チェック、駐車場管理、駐輪場管理、建物内外の目視点検、建物及び教室の施錠等を行っている。

午後9:00から翌日午前8:00までは警備会社による機械警備をすべての建物について行っている。また、本学で唯一の出入口である校舎北側の正門に向けて防犯用の監視カメラを設置し、24時間稼働している。

また、1号館~4号館および6号館の外壁は、レンガ壁落下防止のため、平成28(2016)年から平成29(2017)年にかけて修復工事を、屋上は防水防止工事を行った。

清掃、消毒等も毎日実施し清潔さを確保し、コロナ禍以降、常備、次亜塩素酸水をタン

クに入れ、誰もが、マイボトルで持ち運び、消毒できるようにしている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(ア) 図書館

教育研究の中核施設である図書館は、地上4階建の建物（クラブ室部分を除く）で閲覧、書庫等を含め1,750㎡の広さがある。

蔵書は95,649冊（和書77,629冊、洋書18,020冊）雑誌は、和雑誌220タイトル+81タイトル、洋雑誌78タイトル+5タイトル、視聴覚資料3,950点を有しており、全蔵書はデータベース化されOPACによる検索が可能である。書誌データは、国立情報学研究所NACSIS-CATと連携している。

データベースは、日経テレコンおよび朝日新聞記事データベース「朝日新聞クロスサーチ」の2種を有し、学生がレポートや卒業論文の作成や就職活動での情報収集に利用している。

閲覧室は、652㎡171席、検索用のコンピュータを6台設置している。ラーニングコモンズのスペースは50㎡8席あり、プロジェクターや検索用コンピュータ3台、可動式の机・椅子・ホワイトボードを設置している。また、視聴覚資料を見るためのDVDプレーヤーは5台、他に閲覧用デスクを設置している。基本的には図書の閲覧は開架方式をとっているが、蔵書スペースの関係から2万3千冊程度は閉架書庫に配し、学生や教職員の希望により担当者が取り出すこととなっている。

本学に所蔵していない資料については、他大学との現物貸借や文献複写サービスであるILLを利用している。令和3（2021）年度における他機関との現物貸借のうち、本学から学外へは1冊、学外から本学へは22冊、文献複写は学外へは42件、本学依頼は15件あった。

他大学の学生・教職員に対しては、所属機関の図書館の紹介状があれば入館利用を認めている。図書館の開館日数は、令和3（2021）年度は227日間（蔵書点検や大学閉門日を除く）、開館時間は9:00～18:00を原則とした。

図書館利用は、教育研究のバロメーターともいえ、利用者の向上を図るため、初年時教育の一環として「図書館に何があるか、どんな情報がとれるか、どう利用するか」を教える「図書館ツアー」を1年生担当教員と協力して、1年次全学生を対象に図書館が実施している。令和3（2021）年度の学生や教職員の利用は年間9,537人、1日当たり約42人、学外にも開放しており、年間50人弱が利用している。平成25（2013）年度より地域交流・地域貢献を推進する一環として、本学図書館と本学所在地にある町立熊取図書館との間で図書の相互貸借を中心として連携協力を開始した。また、一般開放による地域住民の利用を無料にした。

学生サポーター制度も定着し、館内展示、掲示のアイデアも学生から出され、選書ツアーも実施している。

年度	令和元（2019）年度	令和2（2020）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
利用者数	33,584人	9,043人	9,537人	19,096人

(イ) 情報サービス設備

本学には、情報処理教育用施設として、パソコン教室を設置しており、情報処理演習の授業や学生の学習支援に幅広く活用されている。さらに学内は Wi-Fi 環境が整っており、学生が気軽に利用できるようになっている。

棟	2号館	3号館			4号館			5号館	合計
教室	図書館	国際交流 サロン	331 教 室	333 教 室	413 教室	414 教 室	432 教 室	キャリア センター	
台数	8	10	40	40	218	40	40	5	223

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学のバリアフリーについては、平成 12 (2000) 年に建設された 5 号館はバリアフリー対策がすべて整備されている。一方それ以外の建物は、建設が昭和 60 (1985) 年ということもあり「バリアフリー」という概念もなかったため、その後の関係法令の制定などにより、これらの校舎についてバリアフリー対策の実施を進め改良はほぼ完了している。(1 号館 1F 玄関、3 号館 1F 入口、同保健室入口、メモリアルプラザ付近にスロープ設置) なお、開学時より現在まで本学には重度の障害を持った学生は入学していない。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

演習科目については 1 クラスを 15~18 名程度とし、必修科目の一部で再履修クラスを設けている。

語学科目については、入学前に行うプレースメントテストの結果により、習熟度別クラスを編成している。

また一部の科目については、コロナ禍における教室定員の制限により履修者数の調整を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

必要な施設は十分に整備され維持管理も適切に行っているが、今後も、教育環境を良好に維持するため、大学と各種管理会社との連携を密にして安全かつ快適な環境を継続させる。

今後も、学生のニーズを把握し、学生のアメニティ環境の充実を図っていく。また、学生が出来るだけ快適に過ごせるような努力をし、魅力あるキャンパス作りを推進する。

図書館利用については、前述のとおり、図書館利用の活性化等を実行しその利用者数を増加させ教育研究の向上に努める。今後も学生サポーターのアイディアによる館内展示、掲示、選書を進める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学 FD 委員会では、前後期それぞれに学生による「授業改善アンケート」および「授業評価アンケート」を実施し、学修状況の把握および学修支援に関する学生の意見・要望の収集を行っている。これらのアンケートは、各学期開講の講義科目（オムニバス形式のものを除く）および外国語科目を対象としており、学生の回答は本学ポータルシステム CampusPlan を通して収集・記録される。

いずれのアンケートも、回答期間終了後 1 週間を目途に学生の識別情報が除外された回答データが担当教員に開示され、教員は学生の意見・要望に対して授業内で回答し（授業改善アンケートのみ）、今後の授業内容や運営方法の改善に活用することが止められている。全回答データについては FD 委員会で分析・検討され、学生の学修状況について教授会および大学協議会にて報告され全学的に共有される。

FD 委員会にて学修に困難があり支援が必要と考えられるケースが把握された場合には、学修支援委員会に報告され、学生相談室と連携の上、ケースに応じた情報共有やサポートが講じられる。

各アンケートの内容は次のとおりである。

○授業改善アンケート・自由記述式（每学期第 8 週）

学生は対象となる履修科目それぞれについて、授業の内容・難易度・進め方等について学生の要望を自由に記述する。また、教員が特に学生から意見を求めたい事柄については自由に質問を設定できる欄を設けている。

○授業評価アンケート・4 段階評価式（每学期第 14 週）

学生は対象履修科目それぞれについて、教員の授業運営の仕方や学生自身の授業への取り組み方、授業内容への興味に関する質問項目を 4 段階で評価する。また、学修目標の達成度や授業の推奨度を 11 段階で評価する。学修状況や学修支援へのニーズを詳細に把握するため、達成度の自己評価の理由やこの授業で学んだ内容については自由記述での回答が求められている。

・出席状況の調査

両学部とも必修科目（講義・演習）を対象に、每学期第 5 週目と第 15 週目に、全受講生の出席状況を点検している。結果は両学部とも直ちにゼミ・チューターに報告され、出席状況が芳しくない学生については、状況に応じて個別に指導をする体制をとっている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

スタジオ教員が適宜個別面談を行い、学生の様々な悩みや心配事を聴き、学業面や学生生活面の助言や指導を行っている。

健康面の相談は、保健室で対応している。

学修支援では、教職員で構成されている「修学支援委員会」が策定した「障がい学生に対する学修支援の基本路線とその内容について」のガイドラインに沿って対応している。

学生の経済的支援は、スタジオ教員が 授業料等の納付状況等で把握し、可能な支援策を助言している。

令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済的な支援が必要な学生が多くみられ、学生支援課が相談窓口になり国等の支援策である『学びの継続』のための学生支援緊急給付金」「食の支援」などの活用促進に努めた。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学が行う学生支援に関しては、学内に「意見箱」を設置することにより、学生からの意見・要望等が直接集約できるような体制を取っている。また、スタジオ担当教員が学生からの様ざまな意見をくみ取り、それらを担当部署に連絡するなどして、学生支援に反映できるようにしている。学生からの要望に関しては、実現可能なものについてはすぐに取り組みを行い、また実現困難もしくは検討が必要な要望については、掲示などにより大学側の意向・回答を伝えるように努めている。この具体的事例として、喫煙場所の設置は、学生から寄せられた意見・要望に対する対応から発展して、それが全学を挙げた取り組みとなった結果実現したものである。

その他、学生からの意見を具現化したものとして、学内でのクレープ・弁当・おにぎりの販売、サンドウィッチなどパンの自動販売機導入、学生用トイレの洋式化・ウォシュレット整備などがあげられる。

加えて、以前からの要望を実現する形で、ネットワークの整備、さらなるトイレ設備の更新を行った。具体的には、パソコンの購入についての調査を実施し、保有者が5割であることを確認し、パソコンの購入補助制度とネットワークの改善に反映した。また、トイレ設備は、1号館は4階を除き洋式化が完了した。1号館から5号館までの半分のトイレに非接触型サニタリーボックスや除菌キットが設置された。また女子トイレには「生理の貧困」に対応する形でサニタリー用品を提供している。

また、保護者を通じた要望により、空気清浄機や検温器、消毒薬の設置を行った。

本年度は、今まで定期的にも実施してきたキッチンカーの設定日時を増やし、広く学生のニーズに合った食の提供を行うことができた。

授業の受講環境や使用機材に関する意見・要望は、2-6-①の「授業改善アンケート」「授業評価アンケート」において収集されている。回答内容は担当教員にフィードバックされ、例えば照明・空調・換気や使用機材の調整についてなど対応可能な要望については、すみやかに授業環境が改善される。また、アンケートの回答はFD委員会にて分析・検討され、教授会・大学協議会への報告を経て全学的に共有される。

- ・学生アンケート→オンライン授業環境整備臨時支援金支給、食の支援
- ・PCに関する調査→パソコン貸与、パソコン低価（大学補助）での斡旋、ネットワーク更新、2023年度入学生からPC必携化
- ・授業評価アンケート→授業の改善

- ・卒業生、就職先へのアンケート→就職支援に活用
- ・入学者へのコロナ特別奨学金制度に関するアンケート→継続の可否を検討

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

2020年～2022年度にはコロナ禍への対応として随時アンケートやヒアリングで学修環境に関する学生の意見・要望を把握し、具体的な対応につなげることができた。これをコロナ禍での対応に終わらせず、定期的な情報収集へと深化させることを考えたい。

また、学修に関する学生の意見・要望の把握について、令和3（2021）年度FD委員会ではTAをつとめる学生2名に委員会参加を要請し、学生の受講状況や授業中に必要なサポートなどについてのヒアリングを行った。これは学生から見た授業運営の課題や必要な学修支援を直接聴き取ることができる有益な機会となった。本学は小人数教育の利点を活かし学生が直接教職員に要望を伝えやすい環境であるが、委員会という公的な場で意見交換を行うことで、学生の大学への帰属意識や自己効力感を高められると考えられる。意見・要望を表明することそのものが、学生の成長に資するような支援システムの構築を検討していく。同時に、現在実施している授業アンケートについても、学生に意義を伝え、参加意識を高める工夫を講じる。

さらに、障害者差別解消法の施行に伴う学生支援の一環として、学内に「修学支援委員会」を設けている。これは障害を抱える学生本人および保護者からの申し出をうけて、入学から卒業までの学習および学生生活に関する支援の必要性和内容を大学が検討・判断し、当該学生に対して全学的な支援を行うための基盤となるものである。今後はより細かい対応をするため、当該学生についての情報共有を綿密に行い、学生のニーズに合った対応を適宜行うことができる体制を充実させていく。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、各学部・入学年度（カリキュラム変更）ごとに、卒業後数年後に「育成すべき人材像」に至るために卒業時に最低限身に付けているべき知識・技能・態度をディプロマ・ポリシーとして定めている。

大学ウェブサイトでは、主に学外向けに、観光学部は令和 4（2022）年度以降の入学生のもの、国際交流学部は令和元（2019）年度以降の入学生のを公開している。令和 4（2022）年度大学案内には観光学部の令和 4（2022）年度以降の入学生のもものが掲載されている。学内向けには各年度の『履修のてびき』に各入学年度のディプロマ・ポリシーを掲載し、オリエンテーションで周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

●単位認定基準

本学で開講されている科目全てについてシラバスが作成され、WEB 公開されている。シラバスには、授業の目的・履修にあたっての留意事項・使用する教科書ならびに参考書・各回のテーマ及び内容とともに、成績評価の基準が明記されている。各科目担当教員は、シラバスに沿った授業を実施し、明記された評価基準にそって学生の学修達成度を適切に評価したうえで、合格者に単位を付与する。

成績は 100 点を満点とし、60 点以上が合格である。成績評価の方法はそれぞれの科目に適した方法で行われ、いずれの場合もシラバスに評価の基準が明記されている。評価の方法は、定期試験、論文、口述テスト、出席状況その他、授業担当者の定める評価基準に則って厳正に行われている。

試験には、定期試験期間中に実施される期末試験、論文（レポート）試験、授業時間内試験がある。疾病・忌引き・就職試験等のやむを得ない事由で定期試験が受けられない場合は、所定の手続きのもとで追試験が実施される制度がある。また、定期試験で不合格となり担当教員が認めた場合には、所定の条件のもとで再試験が実施される制度がある。

出席については、観光学部においては原則として全授業回数の 3 分の 2 以上の出席が必要である。満たない場合には、定期試験期間中に実施される期末試験の受験資格が与えられない。

各学生の評価は WEB 入力でおこなわれる。教員の評価は素点で報告されるが、学生の成

績表には、S、A、B、C、D の記号で記載される。S、A、B、C は合格、D は不合格である。素点と S、A、B、C、D 評価は以下の通り対応している。

評価 90～100 点 S | 80～89 点 A | 70～79 点 B | 60～69 点 C | 0～59 点 D

また、成績評価についての学生からの質問期間が設けられており、学生からの問合せがあった場合には、教員は適切に対応しなければならない。

・GPA(Grade Point Average)制度

観光学部は平成 27 年度から下記の方式で GPA 制度を導入し、学生指導（学修状況のチュートリアル、履修科目指導、海外留学の要件、成績優秀者の表彰等）に利活用している。GPA とは履修科目 1 単位あたりの GP 平均値のことであり、不合格科目も含めた平均値を算出している。科目ごとの GP は下記の通りである。

【2019年度以降の入学生】		
素点	成績	G P
90～100	S	4
80～89	A	3
70～79	B	2
60～69	C	1
0～59	D	0

他大学等からの編入学生については、本学部教授会での審議を経て、編入前の他大学等での既修単位から一定単位数が認定され本学の卒業要件として換算できる。編入学年ごとの既修単位の認定単位数の上限は、2 年次編入学生 28 単位、3 年次編入学生 62 単位とされている。

「大学コンソーシアム大阪」加盟の府内 39 大学（令和 4(2022)年度現在）の単位互換科目を履修した場合に、相互に単位が互換され、本学においても卒業要件単位として認定される。

●進級要件

留学生の場合、3 年次末時点で日本語能力試験 N2 合格済み、または J.Test 実用日本語検定 600 点以上の成績を収めていることが、Thesis スタジオの履修条件となっており、進級要件に準じる。

【2022 観光学部】では以下の進級要件を定めた。

・2 年次から 3 年次の進級要件

以下を満たさない場合は 3 年次への進級、3 年次配当科目の履修は認められず、留年(卒業延期)が決定する。

1)2 年次末で 36 単位以上を修得していること。

2)1 年次必修の「基礎演習」「調査研究 1」「日本語表現基礎」の 3 科目 6 単位を修得済みであること。

・3 年次から 4 年次への進級要件

以下を満たさない場合は 4 年次への進級がみとめられず、「卒業研究 I~II」を履修できない。

- 1) 1 年次必修の「基礎演習」「調査研究 1」「日本語表現基礎」「日本語表現応用」及び 2 年次必修の「調査研究 2」「調査研究 3」の 6 科目 12 単位を修得済みであること。
- 2) 留学生の場合、3 年次末時点で日本語能力試験 N2 合格済み、または J.Test 実用日本語検定 600 点以上の成績を収めていること。

●卒業認定基準

観光学部の授与学位は学士（観光学）である。学位授与されるためには、21 世紀スキル（世界市民力）養成科目から 36 単位、楽しむ力（旅人力）養成科目から 8 単位、生き抜く力（観光職業力）養成科目から 66 単位、区分任意から 14 単位合計 124 単位修得する必要がある。

詳しくは次の表のとおりである。

2022 年度観光学部入学者カリキュラムの卒業要件。

区分	科目名	卒業要件	単位数 内訳 合計				
21 世紀スキル (世界市民力) 養成科目	基礎科目	基礎演習(学生生活への誘い)	必修 16 単位	16			
		調査研究 1~3					
		日本語表現基礎/日本語表現応用					
	社会リテラシー科目	JCT 基礎 1~2	必修 12 単位	12			
		行政科学入門					
		観光を知る—日本・アジアの地理と歴史					
		市民リテラシー					
		科学技術リテラシー					
	語学科目	総合日本語 1~4	留学生: 選択 4 単位	8			
		日本語口頭表現 1~4	留学生: 選択 2 単位				
日本語文章表現 1~4		留学生: 選択 2 単位					
上記以外の日本語科目		留学生: 選択 2 単位					
英語	必修英語 I~II	留学生: 選択	日本人学生: 選択 4 単位	8			
上記科目以外の語学科目(英語・各国語)		日本人学生: 選択 4 単位					
楽しむ力 (旅人力) 養成科目	楽しむ力基礎科目	旅人論—観光学入門 I 現代における旅論と自己 文化としての観光—接待と礼儀 エトノグラフィン演習	必修 6 単位	6			
	文化実証科目	文化実証法実習 I その他の文化実証科目	必修 2 単位 選択	2			
生き抜く力 (観光職業力) 養成科目	社会連携科目	地域連携実習 I 職業実証実習	必修 4 単位	4			
		上記科目以外の社会連携科目	選択				
	生き抜く力基礎科目	職業としての観光—観光学入門 II 上記科目以外の生き抜く力基礎科目	必修 2 単位 選択(履修済)	2	124		
		観光学 官公と日本の観光業 観光事業実証 観光学実証 観光学入門 観光学と地理 観光リスクマネジメント 上記科目以外の観光基礎科目	必修 14 単位 選択 6 単位以上			20	
	観光専門科目	観光空間創造科目	観光と空間 観光資源論 観光まちづくり論 文化・自然遺産論 上記科目以外の観光空間創造科目	選択 8 単位	32		
			観光事業実証科目	観光とサービス 観光とマーケティング フードスタディ 宿泊実証 外食実証 旅行実証 上記科目以外の観光事業実証科目		選択 8 単位 選択 5 単位	32
				観光ネットワーク科目		観光と交通 観光 DM 観光と情報 観光と健康 上記科目以外の観光ネットワーク科目	
		専門演習 I~II 卒業研究 I~II 観光学特別演習 I~IV			必修 8 単位 選択	8	
		区分任意				14	

1) 語学科目は 8 単位を必修し、留学生は日本語科目から、日本人は英語科目とその他外国語から 8 単位以上を履修すること。
 2) 観光空間創造科目・観光事業実証科目・観光ネットワーク科目から 16 科目 32 単位以上を履修すること。その際に、主として学ぶ科目群からは 2 年次科目を含む科目 16 単位以上、その他の科目群のそれぞれから 4 科目 8 単位ずつ以上を必ず履修すること。

学位授与方針に則り、修学し、卒業要件を満たした学生は卒業候補生としてリストに記載され、卒業判定教授会での審議を経て卒業認定がなされる。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確にされ、厳正に適用されている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確にされ、厳正に適用されている。ただし、各科目の到達目標、評価基準は科目の担当者の考えで設定される場合が多く、学年配当などカリキュラム体系内の役割や他の科目との連続性を意識し、評価方法や評価基準を設定できるような、学部としてのガイドラインは示されてこなかった。令和 4（2022）年度のカリキュラム改訂では科目の年次配当に加えて、学年別に到達すべき目標を段階的に示すなど、工夫を始めている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

教育目的を踏まえ、各学部・入学年度（カリキュラム変更）ごとに、入学した学生が卒業までにディプロマ・ポリシーに定めた知識・技能・態度を身につけるための体系的なカリキュラムを、カリキュラム・ポリシーとして定めている。

大学ウェブサイトでは、主に学外向けに、観光学部は令和 4（2022）年度以降の入学生のもの、国際交流学部は令和元（2019）年度以降の入学生のことを公開している。令和 4（2022）年度大学案内には観光学部の令和 4（2022）年度以降の入学生のもものが掲載された。学内向けには各年度の『履修のてびき』に各入学年度のカリキュラム・ポリシーを掲載し、オリエンテーションで周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、大阪観光大学憲章 2022 で述べられている通り、「自由を楽しみ、社会を共に生きぬく」という憲章の精神に基づき、教育目的を踏まえて、学部・学科・専攻ごとの専門的知識と社会人としての基礎を、4 年間の学びを通して学生が修得できるよう、カリキュラム・ポリシーを策定している。

そのポリシーに掲げる人材を養成するため、一貫性のある教育課程の編成を行い、卒業単位数【観光学部：①21世紀スキル（世界市民力）養成科目②楽しむ力（旅人力）養成科目③生きぬく力（観光職業力） 国際交流学部：①アーツ&サイエンス群②グローバル・コミュニケーション群③スタジオ群④ビジネス&プラクティス群】を履修することによってディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身につけることができる。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

・カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

令和4（2022）年に実施したカリキュラム変更により、カリキュラム・ポリシーに基づいて体系化され、年次進行に合わせて実施している。

カリキュラム・ポリシーの「(2)履修の方針」で明記したとおり、本カリキュラムは、「基礎科目」「社会リテラシー科目」「観光基礎科目」を先行して履修し、段階的に「観光専門科目群」を履修させることにより、現代社会に必要な基礎的なスキルや思考態度を育てながら、観光の専門領域を段階的かつ体系的に履修するという方針をとる。

また、科目担当教員が作成するシラバスは、科目の概要、授業方法、学修の到達目標、評項目・基準、評価方法等が学生にわかりやすいように具体的に明示されており、ポータルシステム及び本学ホームページにて公開している。

単位制度の実質を保つための工夫としてキャップ制を導入している。履修登録にあたっては、各期及び年度における登録の上限を定めている。両学部とも各 Semester（前後各期）24単位、年間46単位を上限としている。ただし、4年次生については、一定条件のもとで、上限を超えた登録を認めている。

平成12（2000）年度の開学から平成29（2017）年度まで、観光学部のカリキュラムはほぼ4年ごとに改訂されてきた。この間は、毎回新たに「カリキュラム検討委員会」が学部長のもとに組織され、指導内容の重複する科目の見直しや、変遷著しい観光事情を踏まえた改訂が行われた。令和元（2019）年度カリキュラムは、教育担当理事のもとでカリキュラム編成が行なわれた。

令和4（2022）年度から始まったカリキュラムは、労働・余暇論を基盤に「現代社会において人生を楽しむよき市民であると同時に、これからの観光とサービス社会を担う有能な職業人」を育てることを目標とし、カリキュラム・ポリシーに明記した通り、カリキュラム内のすべての内容はこの教育目標を達成するために一貫し、体系的かつ段階的に組み立てられている。

「21世紀スキル科目」は、低学年のうちに現代社会を生きぬく基礎となるスキル・知識を身につけることを目的とする。「基礎科目」では、入学直後から基礎的な学修スキルを強化し、大学での学修への円滑な移行を支援する。「社会リテラシー科目」は、高校や日本語学校での学習と大学での学習内容の接続を意図するとともに、現代社会の課題である持続可能性、グローバル化、急速な技術革新といった特徴を踏まえて世界市民としてどのように考え行動すべきかを学修させる役割を負う。例えば、1年前期に配当される「社会科学入門」は少人数・複数クラスで複数の教員がオムニバス形式で授業を担当する科目であり、大学での学問の面白さと広がりを感じてもらい、社会・人文・自然科学への関心を高める役割を担う特徴的な科目である。

「楽しむ力（旅人力）養成科目」には、観光が自由な鑑賞・創造・交流活動であり楽しみの活動であることを踏まえて、「人生を楽しむ市民」である観光主体を育成するための科目を配置している。具体的には、旅について考え旅を実践すること、楽しさ・喜び・遊び・創造性・自由・共感などの人間の在り方を心理学や哲学の背景を踏まえて掘り下げる内容、さまざまな鑑賞・創造・交流活動を実践する科目を盛り込んでいる。

「生きぬく力（観光職業力）養成科目」には「これからの観光とサービス社会を担う有能な職業人」を育成するための科目を配置している。

「実践教育科目」の「地域実践科目」「職業実践科目」は、地域や企業と連携して行われる必修科目であり、地域や企業の方々と交流しながら学び、地域の課題・観光の課題の解決を現場で考える機会とする。こうした現場での経験は、後述する観光専門科目での学びの基盤となると考えている。

「生きぬく力基礎科目」には、初年次からサービス社会で働くことに関わる基礎的な認識を養成し、職業人としての進路を考えるため、導入教育としての「職業としての観光—観光学入門Ⅱ」を皮切りに、学年に応じたキャリア教育の科目が配置されている。

「観光基礎科目」は、観光学の基礎的な学問知を習得することを目的に、低学年を中心に必修科目を配置している。1年前期配当の「観光史」「日本と世界の観光事情」「観光事業体概論」は観光学の基礎的な知識を学ぶとともに、観光学の対象の広さを学生に実感させる役割を担う。

1年後期の「観光学原論」「観光調査入門」は観光学の視点や研究手法を学ぶ科目である。「観光調査入門」は今回新しく導入された科目で、複数クラスで複数の教員がオムニバス形式で、質的調査・量的調査・地域調査等の異なる調査手法を学生に習得させる役割を負う。観光学原論とともに2年次から段階的に開始される観光学の専門領域の学修・研究の導入の役割がある。

2年次に配当された「観光と倫理」「観光リスクマネジメント」も今回新しく導入された科目である。「観光と倫理」は前述の山田の著書が指摘する、現代の観光が抱える社会的課題の解決のために多様な主体がとるべき倫理的な行動について議論する。「世界観光倫理憲章(GCET)」をはじめとする倫理綱領の役割やサステナブルツーリズムの動きなどを観光分野のどの領域でも必要な知識として習得させる役割がある。「観光リスクマネジメント」は、経済・外交・紛争・自然災害・疫病などさまざまな変動リスクにさらされる観光の特徴を理解し、観光者の安全を確保し事業を継続するためのマネジメントを学ぶ科目である。

「観光専門科目」は専門分野を体系的に学ぶための科目群である。前掲山田の著書が示す観光学の実践領域を扱うため、大きく3つの領域が設定されている。

「観光空間創造科目」は、おもに観光者を受け入れる観光地の魅力づくりに関わる領域が配置されている。魅力的な観光空間を創造するために必要な学問知と審美的な感性を身につけること、多数の関係者を合意に導くプロセスを知り、基礎的な実践を経験することを目的としている。前掲山田の著書でいう「観光空間の創造（楽しめる対象を創造する力の養成）」に主に関わっている。

「観光事業展開科目」は、観光行動を支える観光事業者の企画・経営、新たな挑戦を学ぶための科目が配置される。宿泊・飲食・旅行・イベントなど観光事業者の主な活動につ

いて、ウィズコロナ・ポストコロナの変化を踏まえて学ぶことを目的としている。前掲山田の著書で言えば「観光空間の創造（楽しめる対象を創造する力の養成）」と「様々な観光事業体の担い手の育成（楽しみに誘う力の養成）」に関わる。

「観光ネットワーク科目」は、観光者の物理的な移動（交通）と情報の流通、とくに近年重要になっているDMO(Destination Management Organization)の役割にくわえ、観光におけるデジタル技術の活用について学ぶための科目が配置される。これは前掲山田の著書における「様々な観光事業体の担い手の育成（楽しみに誘う力の養成）」に主に関わる。

「専門演習科目」は、こうした科目群を踏まえた、3年次/4年次の演習科目が配置される。学生一人ひとりが関心を持った領域について議論しながら認識を深め、研究を進めるように導く役割を負う。

3-2-④ 教養教育の実施

令和元（2019）年度カリキュラムでは、アーツ&サイエンス群として幅広い教養科目を提供している。

令和4（2022）年度観光学部カリキュラムでは、21世紀スキル科目>社会リテラシー科目 および生きぬく力（観光職業力）養成科目>観光基礎科目で教養教育を行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の教育研究の理念を基に、教員の資質向上の推進を目的に、授業内容・方法のさらなる工夫・開発および改善を進めるため、全学的組織としてFD委員会を設置している。

各学期ごとに実施している「授業改善アンケート」・「授業評価アンケート」は講義科目および外国語科目すべて（スタジオ、基礎演習、調査研究1、文化鑑賞創造実践1、オムニバス形式の授業、卒業研究等は除く）において実施し、集計結果とともに授業担当教員にフィードバックした。文化鑑賞創造実践1については、各クラスの受講者の満足度調査を別途実施し、次年度の開講の検討材料とする。

授業担当教員（専任教員）はアンケート結果を受け、に自己評価を促し、各学期授業の振り返りを実施し、授業の質の向上につなげている。

さらに、全学的なFD研修会は毎年度実施し、学内から要望のあったテーマに基づいた外部講師を選定して、講演を実施し各教員の授業力の向上や、教員間の情報共有に務めている。

本学の授業方法の特徴は、「学習者の主体性を引き出し学修の意義を認識させた上で、能動的な授業への参加を促す」ために、アクティブ・ラーニング型授業を展開している点にある。実習・実験はもとより、様々な授業においてその手法を取り入れると共に、シラバスにアクティブ・ラーニング型授業の有無を明記することで、学生にも公表している。

・留学生の日本語学修支援

必修科目では、総合的に日本語を学ぶ科目、口頭能力を身に付けるための科目、文章能力を身に付けるための科目など、多様な日本語教育科目を配置し、留学生の日本語能力向上に努めている。入学時にレベル分けテストを実施し、授業は各学生の能力に合った内容にしている。選択科目では、大学生活や卒業後に必要な技能が学べるよう、様々な科目が

配置されている。

また、留学生の日本語力向上と日本語学習成果の発表を目的とし、平成22（2010）年度から、「留学生日本語弁論大会」を開催している。日本語担当教員が中心となって指導を行った結果、年を追うごとに発表の質が向上している。受賞者の発表の様子については、WEB上で公開している。

留学生の日本語学修支援を行うと同時に、学内の国際交流を促進するため、日本人と留学生がバディ（相棒）になって、互いに学び合ったり、助け合ったりする「バディ制度」を実施している。この活動が、留学生にとっては日本語でコミュニケーションができる機会となっている。

令和元（2019）年度からは、「English Speech Contest」を開催している。英語担当教員が中心となって指導を行い、日本人学生、留学生が日頃の学習成果の発表を行っている。受賞者の発表の様子については、WEB上で公開している。

教授方法の改善を進めるための組織体制としてFD委員会を整備し、授業に関するアンケート等を運用しているか。

1) 「学生による授業評価アンケート」の実施

両学部・全科目（演習・実習を除く）を対象に「学生による授業評価アンケート」を下記のように行っている。

(ア) 授業改善アンケート（自由記述式）

7週目の授業時に学生へ自由記述式のアンケートを行っている。これは学生の意見・要望への対応を当該学期中に行う事で、より迅速かつ効果的な授業の改善を目的としている。アンケートは大学のポータルシステム CampusPlan を利用して実施しており、学生が記述したアンケートは、教員ポータルサイト CampusPlan から確認できるようになっている。学生からの意見・要望への対応については、実施翌週の授業時間等、なるべく早い機会に口頭で回答をお願いしている。

(イ) 授業評価と振り返りアンケート（4段階評価式）

14週目の授業時に学生へ4段階評価式のアンケートを行っている。自由記述式と同様、教員が特に学生から意見を求めたい事柄について自由に質問を設定できる欄を設けている。結果は、成績評価が済んだ後に教員に返され（9月/3月）、教員はその結果や、先の自由記述式アンケートや、試験・レポート等についての評価基準と講評、全体的な授業実施における問題点とその対応・改善を、「授業の振り返り」として執筆する。教員は自らの「振り返り」を基にしてその学期の授業内容と方法を反省し、次年度の授業シラバスを作成する。

カリキュラム・ポリシーには本カリキュラムの教育手法について明記し、「教授方法の工夫・開発」の項目でも具体的な取り組みを記述している。

「(3) 教育方法

- ①全科目で、主体的・対話的で深い学びが実現されるように、能動的学修を取り入れる。

- ②現実社会で活用できる知識・技能を修得し、社会の一員としての役割を自覚するために、地域・社会・企業との連携による授業を展開する。
- ③主体的な学びの確立のために、すべての授業において、授業時間外学修を促進する。
- ④カリキュラムマップと連動した授業を実現するために、シラバスの科目概要、ねらい及び到達目標は、学部として組織的に管理する。
- ⑤複数クラスによって開講される科目は、授業設計及び教材の作成を担当教員が協働で行うよう努め、授業の質的向上をはかる。」

いずれも、観光学部として組織的な教育活動に取り組むこと、個別対応によるのではなくカリキュラムの仕組みによって学生が着実に力を伸ばせるようにするための取り組みである。

②については、観光の変化は激しく観光の現場を見ずに観光学・観光教育は完結しないと考えているためでもある。学内の基礎教育や観光学の理論的な教育と、地域や産業界と連携した社会での学びが相乗効果を発揮するように設定されている。

この考え方は、本学の「10の約束」でも「観光学研究所を改組した観光学研究教育センターに教育・研究支援、地域・産学連携にかかわるコーディネーターを配置し、教育、研究、社会連携の飛躍的發展を目指します」「働きながら学ぶ経験を生かせるように応援します」などの項目にも反映されている。

①②の教育方法を強調・具体化した特徴的な科目として「実践教育科目」が挙げられる。観光の楽しみを提供できるようになるためには、自らが観光の楽しみを知らなければならぬとして、観光での鑑賞・創造・交流活動を実践する「文化鑑賞創造実践」や「海外文化実践」を配置したほか、地域・企業と連携し現場の課題解決を体験する「地域連携実習」「職業実践実習」の科目を配置している。これらの科目は現時点では未開講である。開講しつつ効果検証を進めて改善すると同時に、準備中・構想中の段階の科目についても観光学研究教育センターのコーディネーターにより実践の場を拡げていく考えである。

⑤については、複数担当教員で担当する科目について共通教材の導入し、担当教員間の情報交換をこれまで以上に密にすることにより、クラスのばらつきをなくし、学生の力を引き上げることが可能になっていると考えている。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

観光学には日々新たな知見が積み上げられ、観光事象を取り巻く社会情勢もまた刻々と変化している。本学部の教育理念に則り、理論と実践を両輪とする教育を展開すべく、カリキュラムの一層の充実を図っていくことが重要であると考えている。

令和4(2022)年度カリキュラム変更以前は教育内容のブラッシュアップを行って来なかった。今後は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を見直しを定期的に行うことで「社会のニーズ」にマッチングするよう改善体制を構築する。カリキュラム・ポリシーについては、履修のたびきや新学期のガイダンスを通じて周知をしてきたが、まだ学生の認知度は充分とは言えない。教職員問わず、ガイダンス等で丁寧な説明で理解を深めカリキュラム・ポリシーをより身近なものとして生かせるよう創意工夫を実施していく。令和4(2022)年度カリキュラムについては、ナンバリング付与ができていな

いため、令和5（2023）年度中に行う。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価を行うため、令和元（2019）年6月にアセスメント・ポリシーを定めた。アセスメント・ポリシーは①全学レベル、②学部レベル、③科目レベルの評価を定期的に行い、教育改善につなげている。

また、シラバスの作成にあたっては、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標と学修内容がどのように関連しているかを明示している。

個々の学生については、2年次末と3年次末に「ポートフォリオレビュー」を設けて学習成果の自己点検、目標の再確認を行わせている。2年次末の「ポートフォリオレビュー1」では1-2年次の成果物をまとめて、3年次以降の学修計画を立てさせている。さらに3年次末では「ポートフォリオレビュー2」として3年次の学習成果物をまとめて、卒業に向けた学修計画を建てさせている。ディプロマ・ポリシーに準拠した自己評価などの項目は明示的には設けていないが、学生にとっては学修成果の自己点検の機会となっている。

教育課程の見直しは、大学協議会や教務委員会で随時行われており、次年度開講科目の編成時に反映される。また全学FD委員会を定期的で開催して、学生による「授業改善／評価アンケート」を実施している。「授業評価アンケート」では、科目を履修して実力が身についたか、成果が上げられたか等の項目に加えて、授業内容の満足度等について尋ねている。

また、卒業生アンケートでは、教育内容への質問、学びと経験を通じての成長度、仕事に関して学部での学びが役に立ったか、教育内容への要望などを聴取している。学生の就職した企業に対しては、学生に身に付けてほしい資質・能力、当該企業で必要とする資質・能力、教育内容で重視・強化すべき分野などを聴取している。

これらの集計結果を担当教員及び学部を提供し、これを基に学部や個々の授業の教育内容・方法の改善に活用している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生はポータルサイトから取得単位や成績評価・GPAを確認することができ、学修成果を確認・把握している。

教育内容・方法及び学習指導等の改善については、前述（3-3-①）に示す通り、例年前

期、後期の授業第7週で実施する「授業改善アンケート」、および各学期の14週に実施する「授業評価アンケート」をもとに分析を行っている。「授業改善アンケート」では、受講学生に対して7回の授業を終えての感想、および授業への要望等の記述を求め、担当教員は、これらの記述を参考に授業の改善を図っている。また、各学期の14週に実施する「授業評価アンケート」は、13項目にわたる質問項目への回答を求めている。教員は担当科目ごとに数値化されたアンケート結果を確認・分析し、その結果はポータルサイト上で学生に公開している。この一連の取り組みは、担当科目の授業内容や指導方法の改善に活かされている。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

今後は、アセスメント・ポリシーに従い評価するデータを集めるとともに、学修成果の点検・評価の運用を行っていく。科目レベルでの分析は実施されているが、学部としての経年比較分析や、大学全体としての総合的な分析・活用が不十分であるため、具体的な目標を立て、運用を態勢を整える計画をすすめる。

また、新型コロナウイルス感染症対応により実施した遠隔授業（オンデマンド・リアルタイム）について検証した結果を、FD研修会で教職員と共有し、教育内容・方法のフィードバックに活かされている。このような研修をFD委員会を中心に、継続的に実施していく予定である。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

副学長、学長補佐 2 名を置く。組織体としては、学長、副学長、観光学部長、国際交流学部長、事務局長を構成員とし、常置委員会の委員長が参加する大学協議会を置き、学長の意思決定を補佐している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教学マネジメントは、学長、副学長、学部長で構成され、常置委員長が参加する大学協議会が主に担っている。各学部教授会、常置委員会、事務局各部署からの提案は、本学の理念・使命・目的に照らして大学協議会で随時審議し、意思決定を行っている。

2023（令和 5）年度からは、日本一戦略委員会を新設し、使命・目的の達成のために必要な行動を大学協議会とともに推進する。

学則では第 51 条で学長（組織規程 8 条）、副学長（組織規程 9 条）、学部長（組織規程 10 条、学久部長職務規程）、第 53 条で教授会（組織規程 10 条）、第 53 条の 2 で大学協議会について定めている。また、大学協議会、国際交流学部教授会、観光学部教授会、常置委員会のそれぞれの規程で、その担務を明確にしている。また、法人・大学全般に関わる基本政策、事業、企画の立案調整のために法人に経営会議を置いている。

なお、以前の経営体制のもとでは、理事が教員に就任するなどの結果、大学協議会、教授会に理事会側のメンバーが入りやすく、理事会の意向が強く働きやすくなっていたが、現在は理事会の役割と教学組織の役割が明確に区別されている。

- ・教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。
- ・教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

教授会については、学則 53 条で構成員、議長を規定するほか、教授会で審議すべき事項、学長に対して意見を述べるべき事項について定めており、遵守されている。細部は観光学部教授会規程、国際交流学部教授会規程で定めている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「組織規程」第 13 条に事務局の組織を規定するほか、「学校法人大阪観光大学事務分掌規程」で各部署の業務と権限及び責任を定め、教職員に明示している。

大学協議会、各種委員会での主要議案の共有や、事務レベルで必要な協議を行うために、課長以上の事務職員で「課長会議」を原則月2回開催し、その内容を各部署において「職場会議」を開催し事務職員全員が共有している。

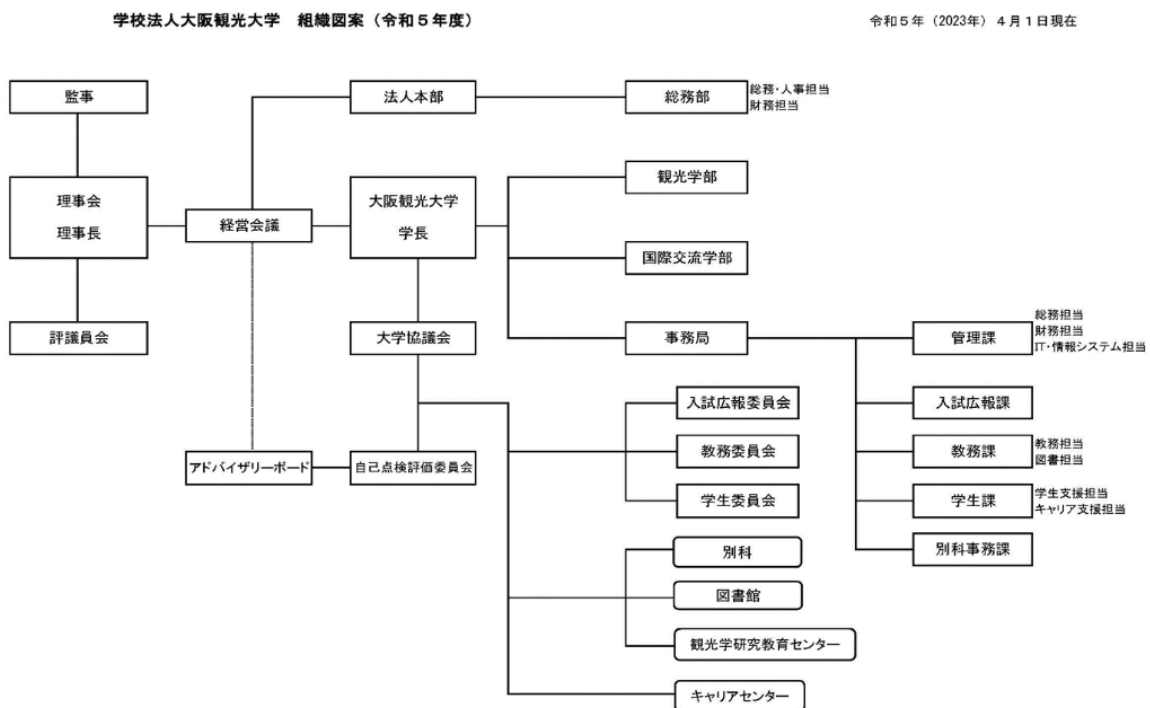
各委員会や附属機関には、原則課長は委員として、課長以外の職員は事務局として加わっている。

以上の通り、本学では教職協働による教学マネジメント体制が確立されている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

上述の通り、すでに教職協働による教学マネジメントは行われているが、大学協議会で審議事項が多くなりすぎるなどの課題もある。より機動性の高いマネジメントを行うため、2023年度から従来の大学協議会に加えて、学長、副学長、学部長、常置委員会委員長、事務局長を構成員とする「日本一戦略委員会」を発足させ、教学上の課題について意思決定後の実施まで機動的に対応する体制を敷く。

組織規程



4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

専任教員数については「専任教員の定数に関する規程」で規定している。

現在、観光学部については大学設置基準に定める専任教員数を満たしている。国際交流学部は基準を数名下回るが、学年末に急な退職が生じたこと、学部の募集停止と重なり新たな教員採用に難があること、数名の教員を観光学部に移籍させたことなどが理由である。

教職課程を担当する教員については、2022年度は教授1名を含む必要な専任教員を配置している。

「大阪観光大学教員職位判定に関する内規」で昇任の方針を定めており、これに準じて採用も行っている。

学長、副学長、学部長および事務局長からなる「教員人事委員会」において、書面審査および面接審査、また、必要に応じて模擬授業審査も行なう。委員会の審議後、理事会が決定し、理事長が任命する。ただし、准教授より下位の職の者については、人事委員会の議を経て理事長が決定し、任命する。人事委員会が定める基準（「大阪観光大学教員職位判定に関する内規」）を定めており、満たさなければならない。教員の募集については、大学のホームページおよび JREC-IN Portal への掲載にて行なっている。教員の昇任人事についても、採用に準じている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

授業方法の研究等については FD 委員会が担当している。学生による授業評価は、FD 委員会と教務課が中心となって每期実施し、その結果は教授会で報告するとともに担当教員に通知し加えて学生に公開している。

令和4(2022)年度は、全教員参加のFD研修会をオンライン形式で8月に実施した。研修会の前半は3年目のコロナ禍におけるオンライン授業改善として、外部講師を招き、オンライン授業の成功例・失敗談を教員間で授業実践を共有できた。後半は、後期以降の授業内容(授業形態)や工夫についてディスカッションを行った。オンライン形式での実施となったが、各グループに分かれた教員は、自分の授業実践例を紹介することで、他教員と共有でき、授業方法を客観的に見つめ、学生の実態を把握し教員相互の交流を促進する点で成果があった。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

2023年度入学生から教職課程を廃止した。2022年度末で教職課程担当の教授1名が退職したため、教職課程は教授1名を欠く状態となるが、残りの3年間について必要な科目の開講や指導が行える体制を維持できるよう非常勤教員も活用しながら体制を整備する。

国際交流学部の専任教員数は現在定数を下回るが、在籍学年の学生数に見合う専任教員数は維持されている。今後3年に加えて数年後に予想される国際交流学部の廃止をにらみつつ、教育体制を維持しながら観光学部の専任教員への移動を順次進めていく。

2022年から教員人事評価体制が発足した。2023年以降は評価基準等をより明確に定めてよりよい教育研究活動が評価され昇任等に結びつくように、細則や運用等を改善していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

2022年度から新しい人事評価制度を発足させ、事務職員については「職員向け大阪観光大学人事制度マニュアル」にもとづき、目標設定・自己評価・他者評価を積み重ねて資質・能力向上を図っている。教員については「教員向け大阪観光大学人事制度マニュアル」にもとづいて、同様の取組を行っている。

また、本学では、「大阪観光大学におけるSD実施方針・計画」に基づき、令和3(2021)年度から令和4(2022)年度の現在まで表4-3-①のとおり実施している。

研修の内容は、年4～5回実施する法人・大学運営に関する研究の教職員集会、令和4(2022)年度制定した「大学憲章2022」、「10の約束」、「教職員行動指針」に関する研修をワークショップとして計4回、令和4(2022)年度新人事制度導入ワークショップを課長対象に計4回、広報活動強化に向けてをテーマとした研修、パソコン研修、オンデマンドによるハラスメント研修など多岐にわたっている。

またFD/SD研修として、FD研修会への参加、令和4(2022)年度導入した新カリキュラムに関する共有会、オンデマンドによる公的研究費研究倫理・コンプライアンス研修などを実施した。

オンデマンドの活用など可能な限り全員が参加できるような工夫・体制をとり、資質・能力向上に努めている。

表4-3-① 令和3(2021)年度～令和4(2022)年度研修実績(SD)

SD研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3(2021)年度第1回教職員集会(中期計画と今後の取り組み、教育課程改革の進め方) ・令和3(2021)年度第2回教職員集会(決算報告、財務改善計画、民事再生の状況について) ・令和3(2021)年度第4回教職員集会(予算編成方針、中期計画、民事再生の状況について) ・令和3(2021)年度第5回教職員集会(民事再生及び令和4(2022)年4月1日からの新体制について、次年度予算、新人事制度・就業規則等規定改正) ・令和4(2022)年度第1回教職員集会(新法人発足にあたって) ・令和4(2022)年度第2回教職員集会(決算報告、財務改善計画、民事再生終結について、学生募集について) ・令和4(2022)年度第3回教職員集会(予算編成方針、学生募集・広報対策) ・令和4(2022)年度第1回ワークショップ(大学憲章2022、10の約束、教職員行動指針について) ・令和4(2022)年度第2回ワークショップ(教職員行動指針の振り返り、日本一の観光大学について) ・令和4(2022)年度第3回ワークショップ(日本一の観光大学への道筋について) ・令和4(2022)年度新人事制度導入ワークショップ 課長対象計4回
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 4（2022）年度職員研修会（広報活動強化に向けて） ・令和 4（2022）年度ハラスメント防止研修（オンデマンド） ・令和 4（2022）年度第 4 回教職員集会（新年度(令和 5 年度)の方針について)
FD/SD 研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 3（2021）年度 FD 研修会 ・令和 3（2021）年度第 3 回教職員集会（新大学について→基本理念、3 ポリシー、新カリキュラム） ・令和 3（2021）年度第 1 回新カリキュラム共有会 ・令和 3（2021）年度第 2 回新カリキュラム共有会 ・令和 4（2022）年度 FD 研修会 ・令和 4（2022）年度公的研究費研究倫理・コンプライアンス研修（オンデマンド） ・令和 4（2022）年度シンポジウム 2 回開催（「学習から探求へ」、「観光の岐路と大学の役割」）

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

教職協働を実現するため、教職員が相互に FD/SD の研修会に参加できるよう、研修会に充実と積極的な参加を促していくとともに、引き続き全員が参加できる体制とするため、オンデマンド研修の積極的な導入など工夫に努める。

また、個々の能力向上に対する研修として、外部が実施するオンライン講座も含めた実務的な研修への積極的な参加に努めていく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究室は、1 号館（5 階以上）と 5 号館（5 階以上）にあり、1 部屋は約 26 m²以上あり個人研究やゼミ、オフィスアワー等に活用されている。また、共同研究室、非常勤講師控室（24 m²）も設けている。研究室はインターネット接続環境を用意している。ネットワークの安定性と高速性が増すように 2022 年度末に改修が行われた。

科研費や文部科学省委託費などの間接経費を用いて、学内の設備（ディスプレイ、音響装置など）の新設・改修を行っている。1 号館 4 階、5 号館 4 階に教材作成室を設け、複合機、裁断機、製本機等を設置しており、教員の研究活動でも活用されている。

令和 4（2022）年度に「大阪観光大学観光学研究教育センター」を立ち上げ、専門室（①研究推進室、②国際交流室、③教育支援室 ④産学地域連携室）を置いた。各専門室の職務内容は以下のとおりである。

①研究推進室	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費など研究費の獲得推進 ・学術論文誌の編集と発行 ・その他、教員の研究活動の推進に資する諸事業
--------	--

②国際交流室	<ul style="list-style-type: none"> ・交換留学など海外教育研究機関との連携 ・キャンパス内における国際交流の推進 ・その他、国際交流に資する諸活動
③教育支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・教務委員会の業務と連携した教育活動の支援全般 ・特に「実践科目」の企画・管理 ・学内における教育関連イベントの企画・管理
④産学地域連携室	<ul style="list-style-type: none"> ・産業界との連携に関する活動 ・公的セクター特に地方自治体と連携した諸活動 ・その他、学外者との研究教育連携に関わる諸活動

このうち研究支援室は、研究環境の整備に大きく関わっており、学内の研究会の企画・実施も行っている。なお、科研費等の外部資金の情報は観光学研究教育センターの事務局（管理課）が学内向けに随時発信し、情報共有に努めている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する学内規程は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」等に基づき、平成27（2015）年に「大阪観光大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」、「大阪観光大学公的研究費取扱規程」「大阪観光大学公的研究費不正使用防止対策の基本方針と防止計画」、「大阪観光大学公的研究費不正使用調査に関する規則」、「大阪観光大学における公的研究費の使用に関する行動規範」などを制定した。

令和4（2022）年にガイドラインの改正に伴い「大阪観光大学公的研究費取扱規程」「大阪観光大学公的研究費不正使用防止対策の基本方針と防止計画」の一部を改正したほか、「公的研究費内部監査マニュアル」を新たに整備した。これらの規程等の整備によって研究倫理におけるルール及び学長、副学長、学部長、事務局長等学内の役割と責任を明確化し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

具体的な研究倫理及び研究に関し遵守すべき事柄に関する研修の取組みとして、年1回研究倫理・コンプライアンス教育研修会を実施している、研修会は原則として全教職員に出席としており、出席者全員から「誓約書」の提出を求めている。今年度の研修会は外部講師による60分間の研修動画により実施した。さらに全教員には日本学術振興会作成の「科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得一」を配布している。不正行為防止の啓発活動としてポスターの掲示や毎年度発行される「科研費ハンドブック（研究者用）」の配布などを行っている。

また、学長を部会長とする「公的研究費不正使用防止推進部会」を新たに設置し、部会が中心となり不正使用防止について実効性のある運用ができるよう努めている。

公的研究費の不正防止への取組として、取組・各種規程・組織体制・取引業者へのお願い等を、本学ホームページで公表している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員及び任期付教員（以下「教員」という、研究を任務としない特任教員、別科講師、非常勤講師は除く）の研究活動及び教育を促進を目的として、「教員研究費に関する規程」に基づき大学の経費から研究費として、個人研究費（年額15万円）が支給されて

いる。

学外の競争的資金については、教員に科学研究費助成事業（以下「科研費」という）への申請を促しており、2022年度は10名が応募し1名が新規に採択された、現在科研費の採択者は計8名となっている。また、科研費に応募した教員に対しては、学長が認めた場合には、インセンティブ経費として一人最大で30万円を個人研究費に追加配分している。

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

科研費獲得、特に観光学分野での採用を促進するためにインセンティブ経費の運用を維持する。また、現時点では研究不正などは生じていないが、研究倫理の確立のため引き続き研修・啓発を行う。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人大阪観光大学の寄附行為には、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会有為な人材を育成することを目的とする。」と、定めている。また、「I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で記しているとおり、「大阪観光大学憲章 2022」における「3つの基本理念」を念頭としている。

本学の運営については、以上の基本方針に則って関係諸規程を整備するとともに、本学全ての関係者が協働しながら法規範に準拠して執行している。

本学では、教育基本法及び学校教育法の遵守はもとより、各法令に準拠した規律ある管理運営を行なっている、個別具体の案件にあたっては、大学協議会、両学部教授会、教務委員会をはじめとする各種委員会において誠実に取り組まれており、本学の経営運営に一貫性を確保している。また前述の「3つの基本理念」の中に、地域・社会への貢献を掲げており、地域・社会との連携を重視した大学運営に務めている。

令和 4（2022）年 12 月 3 日開催の理事会においてガバナンスコードを制定した。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

私立学校法に基づき、本学の寄附行為において理事会を最高意思決定機関として位置づけており、「学校法人大阪観光大学寄附行為」及び「学校法人大阪観光大学役員の職務に関する規程」に沿って適正に運営している。理事は寄附行為第六条に基づいて、監事は寄附行為第十条に基づいて選任している。

理事会は令和 4（2022）年度において、4 月、5 月、6 月、7 月、9 月、10 月、12 月、2 月、3 月に開催し、本学の予算と決算、事業計画と事業報告、理事の選任その他本学の業務に関する重要事項について審議し決定している。理事会の開催は定例会議に限定されるものではなく、必要に応じて臨時理事会を適宜開催している。理事の出席数は、全て定足数を満たしている。理事が欠席する場合は、理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示することにより出席者としている。書面出席率を加えた場合の出席率は 100%となっている。

学校法人と大学との連携については、学長は法人の理事と評議員を兼任し、本学の意思決定機関である理事会や評議員会の場において、大学運営の基本方針や事業の進捗状況等について説明を行うなど、審議と議決に参画しており、大学と法人の間での意思疎通は確保されている。

大学運営に関わる主要事項については、教授会に諮る前に、「大学協議会」において協議し意見調整が図られており、使命・目的の推進体制は整っている。大学の教学運営に関

しては、教務委員会、学生委員会、入試委員会の三委員会での審議結果を踏まえ、「大学協議会」において協議し、また教授会において総括的な審議・協議も行なっている。

以上のように、理事会または教授会の審議をもとに、本学の使命の目的達成に向けて教職員が緊密に連携し、協働を通して戦略的かつ継続的な取り組みを続けている。

一方、私立学校法の改正により、大学等の管理運営の改善を図るため、学校法人に対して事業に関する中期的な計画の作成や役員の責任の明確化が求められている。そのため、教職員の人事計画、施設整備計画及び財政計画を「学校法人大阪観光大学中期計画」としてとりまとめた。

また、本学は文部科学省による経営指導法人でもあり、文部科学省に対し「経営改善計画」を提出し文部科学省の助言の元、経営改善に取り組んでいる。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、全教室における室温を夏季（28度）、冬季（20度）に設定しているが、新型コロナウイルス感染症対策により換気も十分に行いながら温度調整を行っている。大教室及び学生食堂における設置型空気清浄機配置による空気循環、教職員のクールビズやウォームビズなど、学生と教職員が一体となって節電対策を実行している。

当地域での人権学習は、行政と運動団体が中心となって早くから熱心に取り組まれており、市民の人権意識には高いものがある。本学においても人権意識啓発の一環として、「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」に加入し、地域行政と連携し高い倫理性と責任ある行動を促している。

ハラスメントについては「学校法人大阪観光大学ハラスメントの防止等に関する規程」「学校法人大阪観光大学ハラスメントの防止等に関する指針」を定め、理事長及び学長名による「ハラスメント防止宣言」を発しウェブサイト上でも公開している。学内ハラスメント相談員4名を配置し、学生及び教職員の相談窓口としている。またSD研修の一環としてオンデマンドでハラスメント防止研修を実施している。

防災訓練については、熊取消防署の協力を基に熊取消防署の実地訓練も兼ねて、学生及び教職員参加による地震・火災等の避難実地訓練を実施している。また「熊取町と大阪観光大学との災害時における連携協定に関する協定書」を締結し日頃から不測の事態に備えている。

令和2年度に入り急速に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、学長、事務局長を中心に新型コロナウイルス感染症に係る情報収集や注意喚起、対応方針の策定などの意思決定を行っている。具体的な感染症対策として、主要講義室前にアルコール消毒液の設置、朝夕の講義室の消毒作業、収容人数が100名以上の教室と学生食堂に大型空気清浄機の設置、学生食堂・図書館のテーブル上にアクリル板の設置、感知式体温測定器の設置、正面玄関、5号館事務室前の電子掲示板による注意喚起を実施している。新型コロナウイルス感染症対策や昨今の異常気象の常態化や社会情勢の変化等により、想定外の自然災害や事件・事故に対し、本学学生が安全・安心に学生生活を送れるような様々な取り組みを行っている。本学では、環境の配慮、人権意識の徹底、防災意識の高揚など地域の行政機関等との連携を蜜にしながら組織的に取り組んでいる。

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、大学関係者が協働しながら法規範に準拠して執行し大学運営に務めていく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人大阪観光大学寄附行為において「理事会」は本学の最高意思決定機関と位置付け、理事長のリーダーシップの下に開催し、使命・目的の達成に向けて意思決定を迅速に行なえる体制を整備している。

寄附行為第五条には理事の定数を 6 名以上 11 人以内と定めており、各理事一人一人が学校法人の運営に使命と責任を持って参画している。寄附行為第 6 条の理事の専任区分は、1 号理事「大阪観光大学長」、2 号理事「この法人の評議員のうちから評議員会において選任した者」2 名以上 4 名以内、3 号理事「学識経験者のうち理事会において選任した者」3 名以上 6 人以内となっている。

また理事会の開催は令和 4（2022）年度においては 4 月、5 月、6 月、7 月、9 月、10 月、12 月、2 月、3 月に開催しており、法人の全体予算・決算、財務管理・運営、人事、主要な規程の改廃のほか、学則に定める教育課程、授業料の改定などの主な事項について審議決定を行なっている。

なお、監事は 2 名が定数で、2 名共毎理事会・評議員会・経営委員会に出席し、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて理事長に適切な助言や意見具申を行っている。監事のうち 1 名は公認会計士の資格を所持しており、財務状況について主担当し、もう 1 名は元国立大学の副学長経験者を迎え教学面を主担当し、両名が連携を保ち監査を行っている。

理事会の他に、観光学教育、観光事業、観光政策等に携わる専門家をメンバーとする「アドバイザーボード」を常設に、教育、研究、組織の在り方の自己改革を図っている。

理事、監事及び評議員等の構成は適正であり、職務は的確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性は確保されている。

令和 4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、Zoom によるウェブ会議方式の併用も行なった。理事が欠席する場合は、理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示を行なうことにより出席者としている。書面による出席者を加えた場合の出席率は 100%となっている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私学をとりまく環境は今後更に厳しくなることは明白であり、理事会または教授会等の審議をもとに、本学の使命や目的達成に向けて教職員が緊密に連携し、協力しあいながら

大学運営を永続する経営意識を高め大学運営に務めて行く。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は職指定であり理事会の理事と評議員を兼務しており、大学の方針や意思決定を行う理事会構成員と教学ガバナンスの統括者としての任務から、いわゆる管理部門と教学部門双方の連携と調整が確保されている。他方、日常的にも法人運営上の主要な事項については、理事長のもと、常務理事、学長、副学長、学部長、法人本部長、事務局長、監事による「経営会議」が月1回開催され、法人と大学の経営上の共通課題を共有し意思決定の円滑化を図り機能している。

また、大学では学長、副学長、学部長、事務局長からなる「大学協議会」において、大学の重要な案件を審議決定しているが、この協議会での審議過程も理事長および理事会、経営会議に報告され、理事会と大学の間の意思疎通を図っている。その他では、学部長が月1回招集する教授、准教授および専任講師、助教からなる教授会においても重要事項について情報共有が行なわれる。

一方、事務局においても、毎月定例的に開催する事務部門の課長以上で構成する「課長会議」において、法人本部長も参加し適宜報告が行なわれ、必要な連絡・調整・協議を行い部門間の連携は円滑かつ適切に行なわれている。また理事長は、この「課長会議」においても、適宜出席し日常的な諸問題も把握している。「課長会議」の内容については、事務局の各部局における「職場会議」においても報告が行なわれる。

健全な大学運営に向けて、学長が志向する教学方針を法人理事長が支え、経営と教学の協働体制が整っている。また、学内では情報を共有するための多様なツールが整備されており、これらの有機的な活用を通して、大学関係者の意思疎通は図られている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学の最高意思決定機関である「理事会」には、寄附行為第6条により大学から学長が選任されている。また、「評議員会」においても、評議員に本法人が設置する学校を卒業した者から理事会において2名が選任されることになっており、法人と大学とは密接な関係にあると同時に、適切に牽制できる体制にもなっている。

この他、「経営会議」と「大学協議会」には学部長、事務局長が構成員となっており、大学運営にかかる主要事項について教学と経営の相互間での厳正なチェック機能が発揮されている。

さらに、寄附行為第5条及び第10条において、監事の定数と職務を定めており、法人及び大学の管理運営全般についてのチェック機能を果たしている。「監事は、この法人の

理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」としている。

また、前述の評議員については、寄附行為第17条に設置を定めている。同第19条では評議員会は諮問事項として、予算や財産に関する事項、予算外の新たな義務の負担・権利の放棄、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散など本法人の業務に関する重要事項を、また同第20条評議員会の職務として「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を求めることができる。」としている。

評議員の定数は12名以上28人以内である。その選任（寄附行為第21条）内訳は、1号評議員「この法人の理事長」、2号評議員「この法人の職員（この法人の設置する学校の教員及びその他の職員を含む）のうちから選出される者3名以上10名以内」、第3号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢二十五年以上の者のうちから選出される者2名以上4名以内」、第4号評議員「学識経験者のうちから選出される者7名以上14名以内」となっている。

現員は、1号評議員1名、2号評議員3名、3号評議員2名、4号評議員8名の計14名が選任されており、任期は4年である。

令和4（2022）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、Zoomによるウェブ会議方式の併用も行なった。評議員が欠席する場合は、評議員会へ付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示すれば出席者としている。書面出席者を加えた場合の出席率は1回を除き100%となっている。

法人及び大学間相互のチェック体制は有効に機能するとともに、監事及び評議員の職務・使命も法令及び法人規程に則り適正に執行されている。

（3）5-3の改善・向上方策（将来計画）

本学が発展していくためには、管理部門と教学部門が連携し、協働することが肝要である。本学においては、理事会、経営会議、大学協議会や教授会等において、法人と大学の円滑なコミュニケーションと迅速な意思形成を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

永続的は大学運営を行なっていくためのガバナンス強化は当然であるが、教職員全員が大学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、本学の特色や独自性を明確にし、健全な大学運営に繋がっていくと考える。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

（2）5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「学校法人大阪観光大学中期計画」に基づき令和3（2021）年度から5ヶ年の財務計画表を策定するとともに、3大支出比率である人件費比率・教育研究費比率・管理経費比率の目標値を定めた。目標値及び前年度決算に伴う財務比率については、理事会にて報告し、進捗管理している。

毎年の予算編成作業においては、教職員集会を開催し、財政状況の報告を行うと共に予算編成方針資料を配布し説明を行ない、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討作業を行なっている。

中・長期的視点に立った財政運営については、令和3（2021）年度以降においては、本計画の財務運営方針に基づき、事業計画の効率的な展開と経営の健全化に務めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学は、大阪観光大学を設置し、地域に密着した教育研究活動を展開している。本学全体の財務運営にあたっては、収支の均衡に配慮しながら教育研究内容を向上させることに重点を置き、部署毎に積み上げた概算要求をもとに予算を編成している。教育研究目的を達成するための運営資金については、学納金や補助金収入、事業収入及び支援者からの支援金を財源としている。

近年においては、科研費獲得等の外部資金の確保にも重点を置き、学納金収入以外においても収入増加を図っている。

令和元（2019）年度に発生した元理事長による不祥事により、令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度において経常費補助金の全額不交付という事態となったが、その後の民事再生事業、文科省に対する経営改善計画の提出により、令和3（2021）年度より経常費補助金の交付が復活となり、着実に経営改善を進めることができている。令和6（2024）年度の全額交付へ向けて着実に成果を挙げて行きたい。経常費補助金の特別補助項目については、経常費補助金の不交付及び減額交付中の申請については不受理となっているが、経常費補助金の全額交付後での申請受理に向けて交付申請の準備を行なって行く。

・学校法人大阪観光大学の財務状況

学校法人大阪観光大学の「貸借対照表関係」比率を表5-4-1に示した。財務基盤の指標となる純資産構成比率は過去3年間は不祥事による財政状況の悪化により60%台となっていたが、民事再生による財務基盤の改革により90%台にまで回復し、令和5（2023）年度以降も健全化へ向かうこととなる。及び繰越収支差額構成比率についても令和3（2021）年度に至っては△100%台とまでなったが、民事再生による財務基盤の改革による△60%近くまで改善している。また本法人の総負債比率も過去3年間においては60%台となっていたが、前出同様民事再生による財務基盤の改革により6.2%となり、財務基盤に及ぼす負債はほぼ解消した。流動比率についても790%となり、財務体質の健全化が大いに図られている。

表5-4-1 学校法人大阪観光大学の貸借対照表関係（単位：％）

区 分	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和2年度 全国平均
純資産構成比率	60.3	62.7	60.5	94.2	85.6
繰越収支差額構成比率	△71.4	△90.8	△100.6	△58.7	△19.6
流動比率	86.1	587.7	49	790.9	249.7
総負債比率	65.8	59.5	65.2	6.2	14.4

次に、表 5-4-2「事業活動収支計算書関係」比率に示すように、人件費比率は 50%台前半で推移している。管理経費比率については、過去については民事再生処理に関わる一時的経費が増大したが、令和 4（2022）年度以降安定化し、今後も経営努力により削減を図る。経常収支差額比率についても、不祥事による財務状況の悪化により支出超過常態となっていたが、民事再生処理によりプラスの比率へと転化している。

今後の収支均衡を図るため、入学生の確保、経費削減、外部資金の獲得に向けた取り組みを推進し、健全な財務状況の達成に向け努力を重ねていく。

表5-4-2 学校法人大阪観光大学の事業活動収支計算書関係（単位：％）

区 分	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和2年度 全国平均
人件費比率	52.9	51.9	55.5	36.3	51.5	47.5
教育研究経費比率	57.6	33.5	38.5	25.6	31.1	40.8
管理経費比率	33.3	45.2	25.1	20.5	16.4	6.4
基本金組入後収支比率	145.1	119.6	119.1	81.9	98.1	103.5
学生生徒等納付金比率	80.0	77.9	61.7	50.8	83.2	50.3
教育活動資金収支差額比率	△20.5	△33.0	△6.5	37.9	5.3	13.0
経常収支差額比率	△47.1	△32.0	△19.1	17.6	1.0	5.0

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収入の柱である学生納付金の安定的な確保は、入学定員に見合った学生の確保に他ならない。近年においては、留学生の獲得を重点的に進め、日本国内の日本語学校への働きかけ、海外からの直接出願の確保に向けて募集活動を積極的に行う。留学生確保と同時に日本人学生の獲得に向け、高等学校への積極的な訪問活動、オープンキャンパスへの参加案内等を通して安定的な受験生確保を図る。一方、中途退学者等が財政に与える影響も看過できないことから、日頃からの教学面や生活指導などでのきめ細かな配慮により退学者を出さないように務める。

大学の財政運営にあたっては、単年度収支の均衡を念頭においた予算編成を基本として、教育研究活動と財政状況のバランスに配慮した取り組みを進める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「経理規程」に準拠して、法人本部、大学事務局において適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校共済振興・共済事業団、私学経営研究会等の研修会に担当者が参加し、会計知識の向上に務めるとともに、日常的に不明な点などがあれば顧問会計事務所や監事（公認会計士）と連携をとり、指導助言を得ている。

理事長の不祥事により、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度においては民事再生下となり、裁判所選定の管財人の管理のもと、適正な会計処理が行なわれた。

民事再生終了後も引き続き学校法人会計基準に基づき、堅実な会計処理がなされており、所定の監査においても指摘事項がないことから、適正な執務が行なわれているものと判断している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査について、私立学校振興助成法第14条第3項に基づく会計監査人の監査と法人役員の監事による監査を実施している。

会計監査は、独立監査人により「昭和57年7月13日付け文部省告示第135号」に基づき、独立性が確保されたなかで、理事会の議事録をもとに取引内容・会計帳簿書類・決算関係書類の確認など総括的な監査を受けている。令和3（2021）年度の場合、2名の公認会計士によって元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合など往査執務を含めた監査が実施された。

非常勤の監事2名は、令和3（2021）年度の理事会及び評議員会においては一部 Zoom によるウェブ会議方式での出席となったが、決算原案の作成後会計帳簿書類の閲覧・照合、財務担当者から決算概要の聴取など業務執行状況や財産内容等を監査しており、この結果については理事会及び評議員会において書面にて監査報告されている。

また、監査機能の強化に向けて、独立監査人と監事との意見交換などを通して学校法人の状況把握が行き届いたものとなるよう配慮している。

独立監査人及び監事による会計監査は適切に行なわれており、本学の財務帳票等は、学校法人の財政状況及び経営内容を正しく示している。また、監査体制は十分に整備され、厳正に実施しているものと評価する。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学校法人会計基準、本学の経理規程等に準拠して適正な会計処理を行うと共に、厳正な会計監査の実施体制整備に務める。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

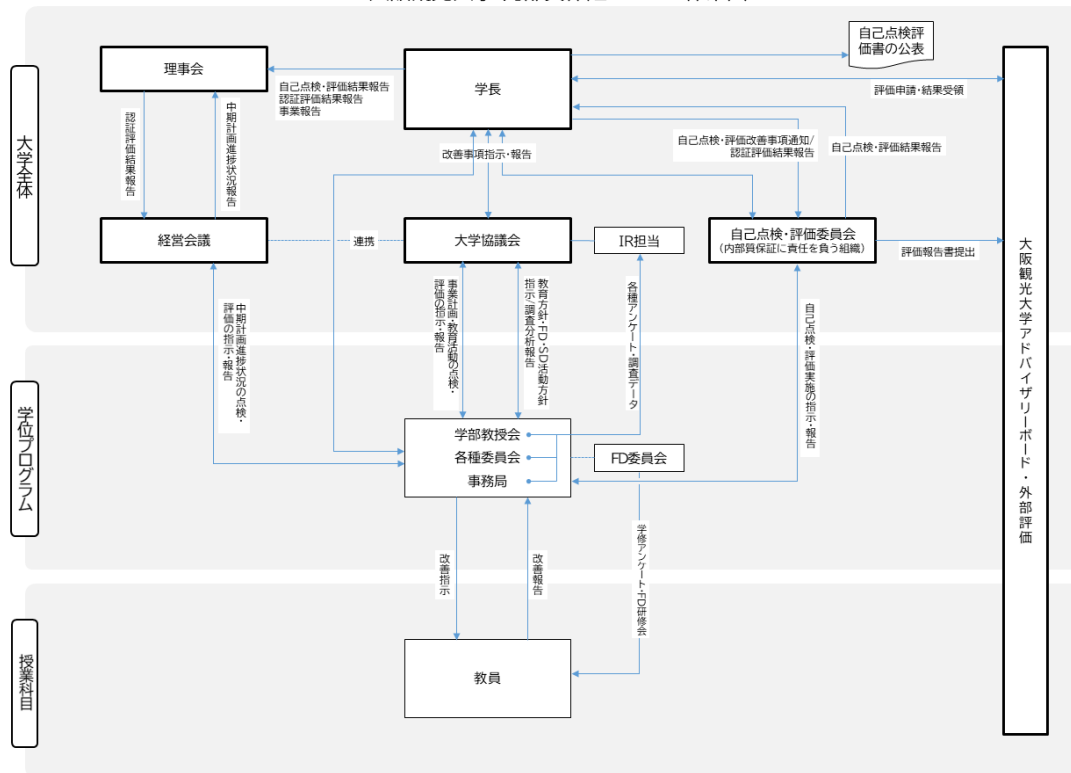
内部質保証に関する全学的な方針、恒常的な組織体制、責任体制が明文化されていなかったため、本年度新たに「内部質保証の方針」と体系図を策定し、既存組織の役割を整理した。

令和 4 (2022) 年 4 月にアドバイザーボードを発足させ、高等教育関係者・地域・産業界の代表者を迎えて、学部教育・運営について助言いただく体制を取った。

「大阪観光大学内部質保証の方針」の「1. 基本方針」に全学的な方針、「2. 組織体制・役割」に恒常的な組織体制と責任体制を明示した。各組織の責任者と担務は以下の図の通りである。

組織	責任者	担務
自己点検・評価委員会	学長（委員長）	自己点検・評価の実施及び点検評価の取りまとめ、改善結果の点検、改善事項の監理、結果の公表
大学協議会	学長（議長）	教育の中期計画及び事業計画、全学的な教育編成方針、教育の質保証・質的向上等
経営会議	理事長（議長）	法人に係る中期計画の推進、達成状況、進捗状況等の検証

大阪観光大学 内部質保証システム体系図



(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証の方針、組織体制、責任体制について検証し、時宜に応じた見直しを行う。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしているが、IR の活用については十分ではない。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2019年に日本評価機構の認証評価の再審査を受診するために、保留部分について自己点検評価書を作成した。他方、2019年に法人理事長の不正が発覚するなど学内が混乱し、本学は2020年3月に民事再生手続に入り、管財人の管理下におかれたため、管財人主導のもとで経営面・大学運営面、ガバナンスの強化のための各種規程の見直しなど、再建をはかってきた。2022年5月に民事再生手続は終了するまでは、実質的にはすべての活動が管財人の点検のうで行われ来たともいえる。

民事再生期間中の検討を踏まえて、2022年度には自己点検評価の方針を改めて定めることができたので、本年度から自己点検評価の活動を再開し、アドバイザリーボードのメン

バーによる外部評価を受けるよう計画した。

また、2022年度は国連世界観光機関（UNWTO）の観光学教育の認証評価制度である TedQual を受審し、認証された。

過去の自己点検評価書はウェブサイトで公開している。2022年度の自己点検評価書も公開する予定である。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学における業務の担当は学生の学修については教務課、修学支援・生活指導については学生課、就職・キャリア支援についてはキャリアセンター、学生募集については入試広報課がそれぞれ担当しており、業務にかかる学生情報（データ）の収集・分析を行っている。こうした分析結果は各関係の委員会に報告され、大学協議会、教授会を通じて情報の共有が図られ、学習支援、学生生活支援と言った教学運営にかかる業務の執行、経営上の企画立案等に役立てられてきた。2022年度には以下のようなアンケートを通じた調査が行われている。

- ・学生アンケート→オンライン授業環境整備臨時支援金支給、食の支援
- ・PCに関する調査→パソコン貸与、パソコン低価（大学補助）での斡旋、ネットワーク更新、2023年度入学生からPC必携化
- ・授業評価アンケート→授業の改善
- ・卒業生、就職先へのアンケート→就職支援に活用
- ・入学者へのコロナ特別奨学金制度に関するアンケート→継続の可否を検討

(3) 6-2の改善・向上方策（将来計画）

これまでは各種学生情報（データ）が各部署の担当内容に応じて個別に収集・分析されており、別部署のデータを相互にリンクさせて分析することは少なかった。今後は、どの調査データを使って AP・CP・DP の適切性を評価できるかを整理し、個別学生の学修状況の把握、カリキュラムの改善につなげていきたい。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は、「大阪観光大学憲章 2022」にもとづいて三つのポリシーを策定し、それらを踏まえた教育課程を体系的に編成している。内部質保証の推進にあたっては、大学全体レベル・学位プログラムレベル・授業科目レベルに分けて、レベルごとに計画の立案、計画の

実施、評価、改善・改革という PDCA サイクルを実施し、恒常的に内部質保証を推進している。

2022 年度から観光学部の新カリキュラムを開始するにあたり、2021 年度には三つのポリシーを一貫したものになるように議論を重ねて、従来の三つのポリシーを 2022 年度入学者からはすべて変更した。

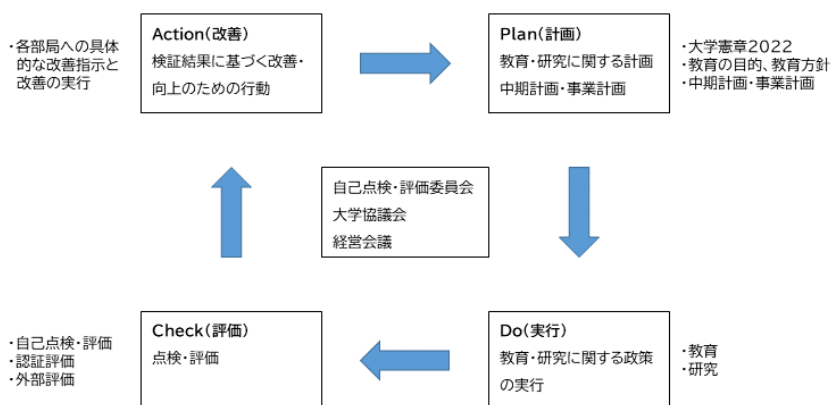
・自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

平成 29 (2017) 年度の認証評価で一部の項目について「保留」がついた。指摘された改善事項については令和元 (2019) 年には解決できていたが、理事長の不祥事により受審の機会を失った。

TedQual では受審の結果、2 年間の認証を得た。数項目については改善に向けたコメントを受けた。

- ・ Need to strengthen the inclusion of Employers in a formal and systematic manner in Mission formulation, annual Quality Improvement Action Planning, and curriculum development
- ・ Need to devise a formal and integrated Quality Improvement Annual Action Plan
- ・ Need to strengthen linking the monitoring of student satisfaction with continuous curriculum and quality improvement
- ・ Need to strengthen formal links with Alumni
- ・ Need to stimulate and support research in the field of Tourism sustainability
- ・ Need to continue developing new and innovative activities related to the Global Code of Ethics for Tourism and sustainability

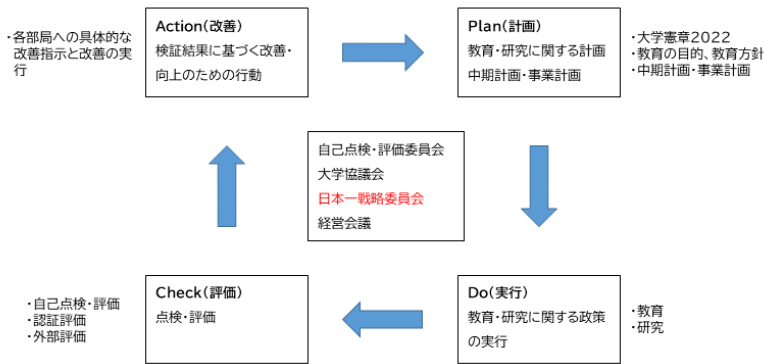
<大阪観光大学の内部質保証に係るPDCAサイクル>



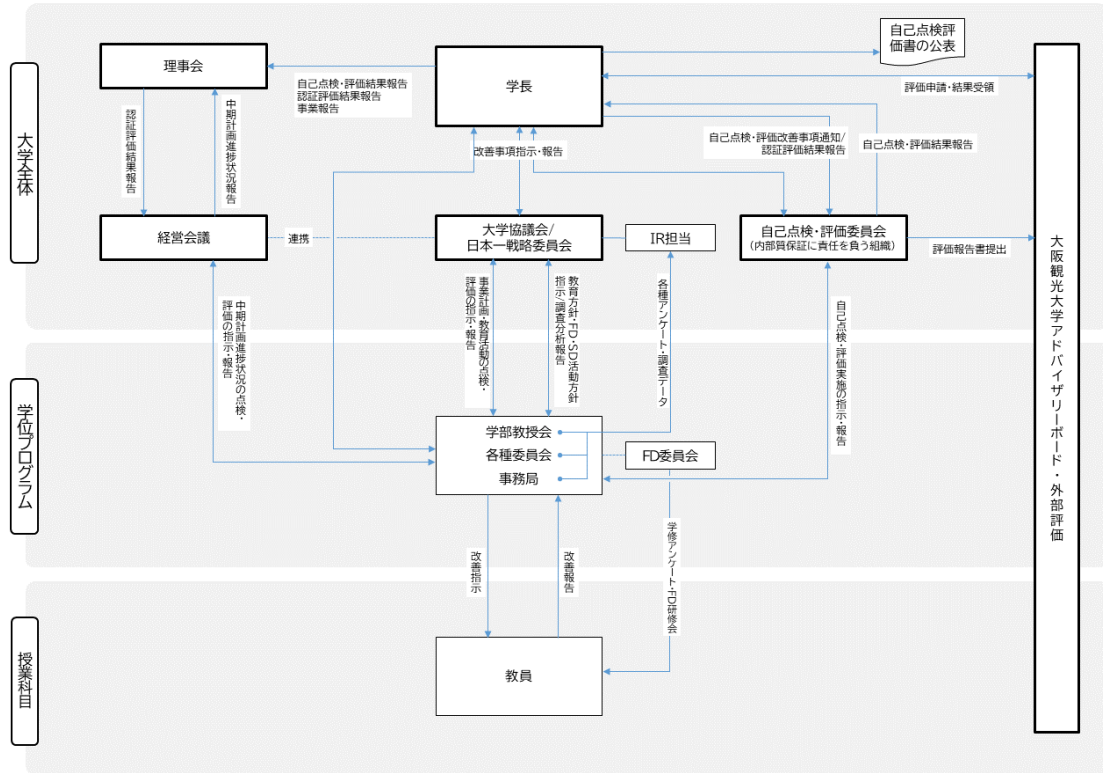
(3) 6-3 の改善・向上方策 (将来計画)

2023 年度から、大学憲章、10 の約束、中期計画に基づき、日本の観光学研究、観光学教育を牽引する「日本一の観光大学」の実現に向けた重要諸課題に関する進捗状況等を管理していくことを目的として「日本一戦略委員会」を発足させ、PDCA サイクルがより円滑に循環するように他の委員会や部局との連携を進める。

<大阪観光大学の内部質保証に係るPDCAサイクル>
(2023年度への修正)



大阪観光大学 内部質保証システム体系図(2023年度への修正)



IV. 特記事項

1. 社会人リカレント教育への取組

「職業実践力育成プログラム」(BP) 認定課程一覧 (令和 4 (2022) 年 10 月現在)

認定年度	課程	課程名
平成 30 (2018) 年度	履修証明プログラム (短時間)	ツーリズムプロデューサー養成課程

※令和 2 (2020) 年度の実施では、泉佐野市幹部職員、(一社) 泉佐野シティプロモーションなど 15 名が参加。学内教授陣に加えて、外部講師として藤田勝光 (株 FIND JAPAN 代表取締役)、西田弘 (株 和歌山リビング新聞社代表取締役)、宿谷勝士 (WILLER 株 取締役)、福井善朗 (山陰インバウンド推進機構代表理事) を招聘し、講義とゼミナールを実施。

※令和 3 (2021) 年度の実施では、(一社) 十和田奥入瀬観光機構 (日本版 DMO) 10 名が受講修了。ゲスト講師として、佐藤大介 (株 刀 取締役)、島田昭彦 (株 クリップ 代表取締役)、櫻井亮太郎 (株 ライフブリッジ 代表取締役)、オダギリサトシ (株 インプリージョン 代表取締役)、中川智博 (TokyoCreative 株 代表取締役) を招聘し講義とゼミナールを実施。

令和 3 (2021) 年度・令和 4 (2022) 年度には文部科学省の採択事業として以下のプログラムを実施した。

年度	採択事業名 (文部科学省)	コース	プログラム名
令和 3 (2021) 年度	令和 2 年度第 3 次補正予算「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業 (就職・転職支援のためのリカレント教育プログラムの開発・実施)」	a コース	リゾート再生プロデュース人材育成プログラム
		b コース	ローカルツーリズムプロデューサー人材育成プログラム
令和 4 (2022) 年度	令和 3 年度補正予算「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」	コース II (DX 分野等リスクプログラムの開発・実施)	観光 DX 人材育成講座応用編 (DMO に必要な観光 DX 講座)

※令和 3 (2021) 年度は文部科学省委託事業「就職・転職支援のための大学リカレント教育推進事業」を受託。ニューノーマルな観光人材育成事業としてリゾート再生プロデュース人材育成プログラムとローカルツーリズムプロデューサー人材育成プログラムを実施。両コースで 64 名の受講生が履修し修了した。講師陣は、コロナ禍でも積極的に活動している観光業界の経営者に加え、地方創生、メーカー、アート関係者など幅広い分野の専門家が参加した。ツーリズムプロデューサー養成課程の講師陣に加えて参加した講師は次の通り。一ノ本博己 (株 マックアース 代表取締役)、村山慶輔 (株 やまごころ 代表取締役)、河野有 (株 ノットワールド 取締役)、富澤美津男 (日本旅行業協会)、加藤遼 (株 パソナ JOBHUB 部長)、坂本浩章 (彫刻の森芸術文化事業推進部部長)、山本紗季 (琴平バス 株 執行役員)、大崎龍史 (瀬戸内サニー 株 代表取締役)、楠田悦子 (モビリティジャーナリスト)、中田力文 (株 白浜館 代表取締役社長)、森重良太 (株 南紀エアポート誘客・地域活性化室長)、上山康博 (株 百戦錬磨 代表取締役社長)、加藤史子 (WAmazing 株 代表取締役 CEO)、古澤良祐 (株 タカショー デジテック 代表取締役社長)、福島福三 (株 ビクセン 取締役)、西谷雷佐 (株 インアウトバウンド 仙台、松島 代表取締役)

V. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的を明記している。(学則第 1 条)	1-1
第 85 条	○	観光学部、国際交流学部を設置している。(学則第 3 条) なお、国際交流学部は令和 5 年度学生募集を停止する。	1-2
第 87 条	○	修業年限を 4 年としている。(学則第 8 条)	3-1
第 88 条	○	編入学・転入学(学則第 15 条)を、明記している。	3-1
第 89 条	—	該当なし。(早期卒業は設けていない)	3-1
第 90 条	○	入学資格を明記している。(学則第 11 条)	2-1
第 92 条	○	本学に置く職員を規定している。(学則第 49 条) 学長、副学長、学部長の校務について明記している。(学則第 50 条)	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会を置いている。(学則第 52 条)	4-1
第 104 条	○	学位について定めている。(学則第 34 条)	3-1
第 105 条	○	履修証明プログラムに関する規程に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、修了者には履修証明書を交付している。(今年度はリカレント教育が該当する)	3-1
第 108 条	—	該当なし(短期大学は設置していない)。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については明記している。(学則第 2 条) 本学のホームページに公表している。	6-2
第 113 条	○	本学のホームページに公表している、研究については紀要を刊行している。	3-2
第 114 条	○	事務局を置いている。(学則第 51 条) 職員の職務を事務分掌規程で明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	入学資格を明記している。(学則第 15 条)	2-1
第 132 条	○	入学資格を明記している。(学則第 15 条)	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則により規定している。	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録は対象外。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒について定めている。(学則第 36 条)	4-1

第 28 条	○	担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	—	該当なし。	4-1
第 146 条	—	通算について定めがない為対象外	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業は設けていない）。	3-1
第 148 条	—	本学観光学部、国際交流学部は 4 年制につき対象外。 なお、国際交流学部は令和 5 年度学生募集を停止する。	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業は設けていない）。	3-1
第 150 条	○	入学資格を明記している。（学則第 11 条）	2-1
第 151 条	—	該当なし。（高校からの飛び級入学制度がない）	2-1
第 152 条	—	該当なし。（高校からの飛び級入学制度がない）	2-1
第 153 条	—	該当なし。（高校からの飛び級入学制度がない）	2-1
第 154 条	—	該当なし。（高校からの飛び級入学制度がない）	2-1
第 161 条	○	入学資格を明記している。（学則第 15 条）	2-1
第 162 条	○	転入学について、明記している。（学則第 15 条）	2-1
第 163 条	○	学年の始期、終期は明記している。（学則第 5 条）	3-2
第 163 条の 2	○	単位取得証明書を交付している。（科目等履修生規程）	3-1
第 164 条	○	履修証明プログラムに関する規程に基づき、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、修了者には履修証明書を交付している。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを定め、大学ホームページ等で周知している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価については学則第 2 条及び自己点検・評価委員会規程で明記している。	6-2
第 172 条の 2	○	大学ホームページで教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位については明記している。（学則第 33、34 条）	3-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業生の編入学については明記している。（学則第 15 条）	2-1
第 186 条	○	専修学校卒業生については明記している。（学則第 15 条）	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学設置基準を最低基準として、向上に努める。	6-2 6-3
第2条	○	学則第1条の2、第1条の3に学部を明記している。 なお、国際交流学部は令和5（2023）年度学生募集を停止する。	1-1 1-2
第2条の2	○	入試委員会を組織し、「入学試験規程」を定め、公正かつ妥当な方法で適切な体制で行っている。	2-1
第2条の3	○	教学関連書会議体の構成員に事務職員を加え、教職協働体制で運営している。	2-2
第3条	○	学部学科は、教育研究上適当な規模内容で、教員組織、教員数も適当である。	1-2
第4条	○	学部、学科を定め、明記している。（学則第3条） なお、国際交流学部は令和5（2023）年度学生募集を停止する。	1-2
第5条	—	該当なし。	1-2
第6条	○	学部以外の組織として別科（日本語）を置き、教育研究上必要な要件を備えている。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教育研究組織の規模、学位の種類に応じて適切に配置されている。	3-2 4-2
第10条	○	主要科目は専任の教授、准教授が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	○	専任教員は、各学部の教授会及び学科会議に参加し、教育課程の編成に参画している。	3-2
第11条	○	必要に応じて、授業を担当しない教員を配置している。	3-2 4-2
第12条	○	本学の専任教員は、専ら本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第13条	▲	観光学部の専任教員は、基準を満たしている。 令和5年度学生募集を停止する国際交流学部については、令和4（2022）年度直前の退職者発生、観光学部への異動があり、学生募集の停止という状況から補充ができず、基準を満たしていない。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長選考規程に、学長の資格を定めている。	4-1
第14条	○	教員職位判定に関する内規に、教授の職位判定が定められている。	3-2 4-2
第15条	○	教員職位判定に関する内規に、准教授の職位判定が定められている。	3-2 4-2
第16条	○	教員職位判定に関する内規に、講師の職位判定が定められている。	3-2 4-2
第16条の2	○	教員職位判定に関する内規に、助教の職位判定が定められている。	3-2 4-2

第 17 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員を明記している。(学則第 3 条) なお、国際交流学部は令和 5 (2023) 年度学生募集を停止する。	2-1
第 19 条	○	教育課程の編成について明記している。(学則第 22 条、22 条の 2) なお、国際交流学部は令和 5 (2023) 年度学生募集を停止する。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし (連携開設科目は開設していない)。	3-2
第 20 条	○	教育課程の編成方法は明記している。(学則別表 1、1-2)	3-2
第 21 条	○	授業の単位については明記している。(学則第 24 条、別表 1、1-2) なお、国際交流学部は令和 5 (2023) 年度学生募集を停止する。	3-1
第 22 条	○	授業期間は明記している。(学則第 23 条)	3-2
第 23 条	○	学期を定め、明記している。(学則第 6 条)	3-2
第 24 条	○	教室の収容人数を踏まえ、教育効果を十分あげられるよう適切な受講人数としている。	2-5
第 25 条	○	科目の特性に応じ、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの方法で適切に授業を実施している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスにより授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画等を明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会を設置し、授業内容・方法の改善を図るため組織的な研修、研究を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし (昼夜開講制は設けていない)。	3-2
第 27 条	○	単位の授与を、明記している。(学則第 25 条) 大学設置基準第 21 条 3 項についても、明記している。(学則第 24 条 (3))	3-1
第 27 条の 2	○	履修・成績評価規程第 7 条で、明記している。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし (連携解説科目は設けていない)。	3-1
第 28 条	○	他の大学等における授業科目の履修等を、明記している。(学則第 26 条)	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設における学修を、明記している。(学則第 27 条)	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定を、明記している。(学則第 28 条)	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし (長期履修生度は設けていない)。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生規程第 8 条で単位認定を、明記している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 33 条、履修・成績評価第 5 条で、明記している。	3-1
第 33 条	—	該当なし (医学、歯科に関する学科は設置しておらず、授業時間制も設けていない)。	3-1

第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空き地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は校舎と同一の敷地内と近隣に有している。	2-5
第 36 条	○	学則第 36 条第 1 項から 5 項までの施設を備えている。	2-5
第 37 条	○	基準で定められた面積以上の校地を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	基準で定められた面積以上の校舎を有している	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料等を備え、専任職員を配置している。	2-5
第 39 条	—	該当なし（本条に定める学部、学科は設置していない）。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし（本条に定める学部、学科は設置していない）。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機器、器具を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし（2 以上の校地に分かれていない）。	2-5
第 40 条の 3	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	○	事務組織は、専任職員を配置し適切に設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導は学生委員会が担当し、事務局に学生課を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うよう、学部・学科とキャリアセンターが連携し適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	FD 研修、SD 研修を適切に実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし（学部等連携課程は設置していない）。	3-2
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）。	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）。	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同学科は設置していない）。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）。	4-2

第 57 条	—	該当なし（外国に学部、学科その他の組織を設けていない）。	1-2
第 58 条	—	該当なし（大学院大学ではない）。	2-5
第 60 条	—	該当なし（新たな大学等の設置はない）。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位の授与は、明記している。（学則 34 条）	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称を付記している（学則第 34 条、学位規程第 4 条）	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）。	3-1
第 13 条	○	学則第 34 条及び学位規程により定めており、学則の改正があれば文部科学省の届出している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	当該法令を適正に遵守し、法人及び大学関係者に対し、特別の利益供与が行われないよう厳正に対応している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 33 条 2 項に「寄付行為の備置き及び閲覧」を定め、遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に「役員」を定め、理事は 6 人以上 11 人以内、監事は 2 人としている。寄附行為第 7 条に「理事長の選任」を定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 6 条に「理事の選任」を定め、寄附行為第 11 条に「役員に任期」を定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 14 条に「理事会」を定め、それに基づいて運営している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 7 条から第 10 条に「役員の職務等」を定め、それに基づいて職務遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条及び第 10 条に「理事・監事の選任」を定め、それに基づいて選任している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 10 条 1 項に「監事の選任」を定め、それに基づいて選任している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 12 条に「役員補充」を定め、遵守している。	5-2

第 41 条	○	寄附行為第 17 条に「評議員会」を定め、それに基づいて運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 19 条に「評議員会の議決事項及び諮問事項」を定め、遵守している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 20 条に「評議員会の意見具申」を定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 21 条に「評議員の選任」を定め、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	私立学校法第 44 条の 2 を遵守している。寄附行為第 36 条及び第 37 条に「責任の免除」及び「責任限定契約」を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法第 44 条の 3 を遵守している。寄附行為第 36 条及び第 37 条に「責任の免除」及び「責任限定契約」を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法第 44 条の 4 を遵守している。寄附行為第 36 条及び第 37 条に「責任の免除」及び「責任限定契約」を定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為において、該当する一般社団法人・財団法人法の規定を準用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条に「寄附行為の変更」を定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 30 条に「予算、事業計画並びに事業に関する中期的な計画等」を定め、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 31 条に「決算及び実績の報告」を定め、遵守している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 33 条に「財産目録等の備付及び閲覧」を定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 35 条に「役員の報酬」について規定している。規程に従い適切な額を支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条に「会計年度」を定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 34 条に「情報の公表」を定め、遵守している。	5-1

以上